



茨城県

令和 7 年度

総 務 部 の 概 要

令和 7 年 6 月

茨 城 県 総 務 部

目 次

I	総務部の概況	1
II	各課（室）の概況	
	総 務 課	9
	行 政 経 営 課	14
	人 事 課	17
	財 政 課	23
	管 財 課	27
	税 務 課	31
	総務事務センター	35
	市 町 村 課	40
	政 策 調 査 室	45
	秘 書 課	46
	報 道 ・ 広 聴 課	47

I 総務部の概況

1 運営の基本

総務部の所掌している事務は、内部管理に係るものが大部分であり、予算編成・人事管理といった全庁的な調整機能を適切に発揮することにより、各部局の事務事業が円滑かつ効率的に執行されることを運営の基本とし、次のとおり主要事務事業を実施している。

◎行財政改革

「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けた戦略的な行財政運営を推進する。

○財政運営

社会保障関係費等の義務的な経費の増加や、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等への対応などにより、今後も財政構造の硬直化が進んでいくことが見込まれることから、歳出改革・歳入確保の取組を進めるとともに、スクラップ・アンド・ビルドの徹底などにより、限られた財源の有効活用や「選択と集中」を徹底する。

一方で、県自らの改革努力だけでは限界があることから、地方税財源の確保・充実等に向け、国に対して引き続き強く要請することで、持続可能で健全な財政構造の確立を目指す。

○人事管理、行政運営

効率的な行政執行を確保するため、職員がその能力を最大限に発揮でき、かつ、勤務意欲の向上が図られることを基本に、適切な人事管理に努めるとともに、職員の福利厚生の実施、働き方改革の推進、各種ハラスメント対策、県庁業務のDX推進等を図る。

○出資法人等の指導監督

「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例（平成15年茨城県条例第3号）」に基づき、県の出資法人等に対する指導監督の統一性の確保と透明性の向上を図るとともに、出資法人等の改革及び事業の効率的・効果的な実施を指導する。

○財産管理

公有財産の取得、管理及び処分について関係部局との総合的な調整を行い、適正かつ効率的な事務事業の推進に努める。特に県有未利用地について、売却処分を含めた利活用を推進する。

また、県有財産を経営的な視点から総合的に管理、活用していく。

○未収債権対策

税外未収金の適切な管理・回収を行うため、各債権を主管する関係各課等に対し助言・指導を実施していく。また、悪質な滞納債権に対する法的措置等の実施を支援していく。

◎地方分権

地方分権を実効あるものとするため、国と地方の役割分担の明確化、国から地方への権限及び税財源の移譲、地方に対する国の義務付け・枠付けの廃止・縮小等を、全国知事会などと連携して国に強く働きかける。

また、地域住民に最も身近な基礎自治体である市町村への権限移譲や県の関与の廃止・縮減を進めるとともに、市町村との対等・相互の人事交流や各種研修の実施などにより、市町村の行財政基盤の強化を図る。

○市町村への権限移譲の推進

市町村が地域における総合行政を担うことができるよう、「市町村への権限移譲方針」を踏まえ、市町村との十分な協議・調整を行い、更なる権限移譲を計画的に推進する。

○市町村の広域連携の支援等

多様化、高度化、広域化する行政課題に効果的・効率的に対応するため、市町村に対する先進事例や財政支援等の情報提供、検討の場への参画などにより、市町村間の広域連携の取組を支援する。

◎文書管理、情報公開・個人情報保護

茨城県文書管理規程等に基づき、適正な文書管理を推進する。

また、情報公開制度、個人情報保護制度の適正な運用に努める。

◎県政の報道・広聴

知事記者会見の実施、報道機関との連絡調整を図り、県政情報等を広く県民に提供するとともに、研修等において職員にパブリシティの有効性を説明し、記者発表や資料提供の具体的方法などの指導に努める。

また、調査広聴、個別広聴等の広聴事業を実施し、県民の意見、提案等を施策に反映させるとともに、県民の県政に対する理解を深める。

さらに、県庁来庁者への案内や映像等による県政概要の紹介、県民への各種行政資料等の提供などを行うとともに、県民からの様々な相談等に対応する。

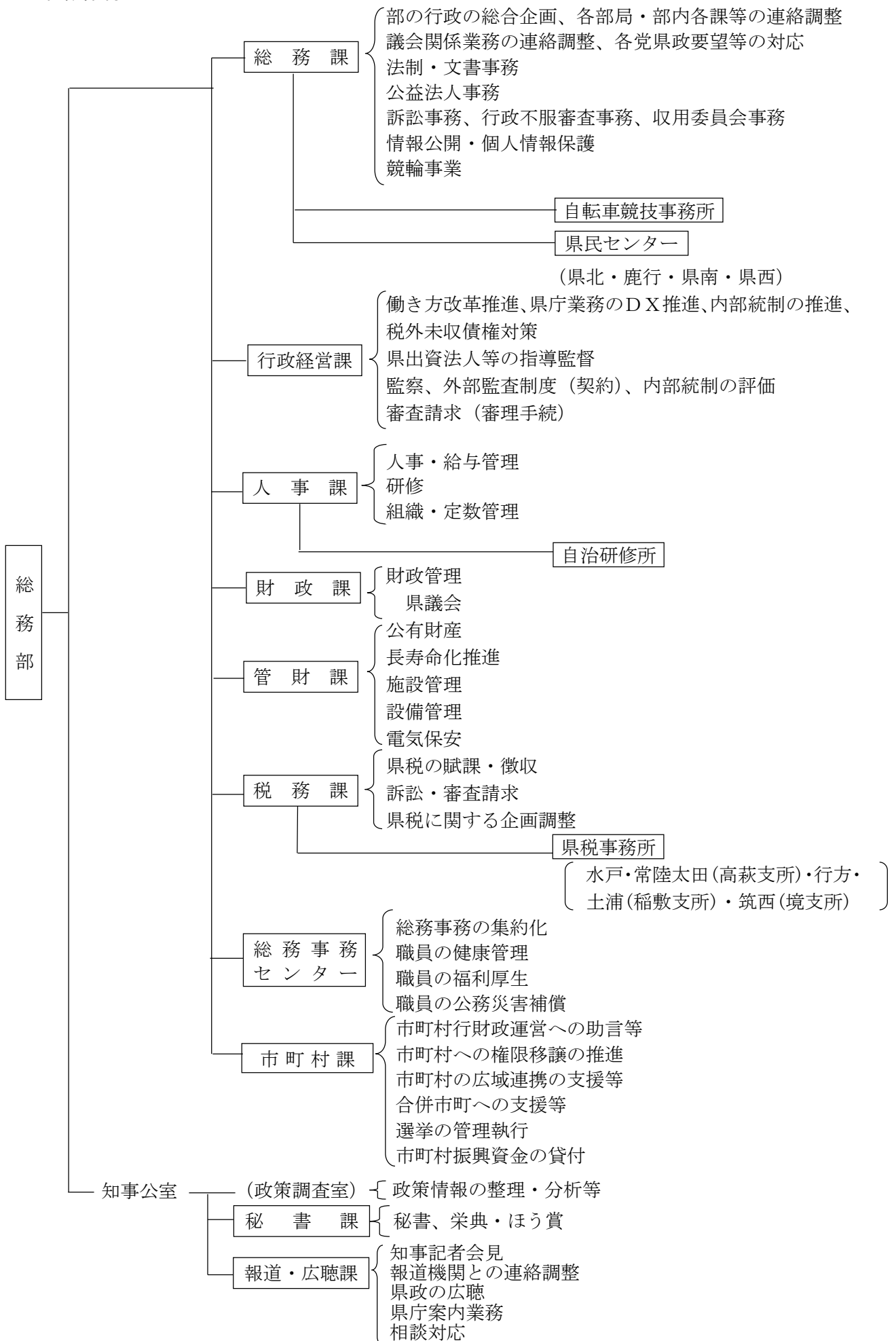
◎政策情報の整理・分析等

知事等に係る各種政策情報の整理・分析を行うとともに、各部局の資料等の収集・分析を行う。

◎秘書、栄典・ほう賞

知事・副知事が円滑に業務を執行できるよう、秘書等の事務の適切な執行に努めるほか、栄典・ほう賞に関する事務等について円滑な推進を図る。

2 組織体制



3 職 員

令和7年4月1日現在

区 分		現 員				備 考
		事務職	技術職	技能労務職	計	
本 庁	総 務 課	38		1	39	部長、理事兼総務事務支援監、次長、出資団体指導監兼行政監察監兼未収債権対策監、調整監、人事管理監、地域支援監兼公有財産管理監、企画室長を含む。
	行 政 経 営 課	12			12	
	人 事 課	31			31	政策研究大学院大学への派遣研修1を含む。他に国への派遣4
	財 政 課	29			29	他に兼務職員1
	管 財 課	14	14	5	33	
	税 務 課	32			32	他に茨城租税債権管理機構への派遣3、市町村への派遣1、地方税共同機構への派遣1
	総 務 事 務 セ ン タ ー	20	6		26	他に茨城県庁生活協同組合への派遣2
	市 町 村 課	33			33	市町村からの派遣1を含む。他に市町村からの研修生4、市町村への派遣2
	秘 書 課	14	2	4	20	理事兼知事公室長、政策調査監等を含む。他に兼務職員3
	報 道 ・ 広 聴 課	16			16	
	本 庁 計	239	22	10	271	
出 先 機 関	自 転 車 競 技 事 務 所	11			11	
	県 北 県 民 セ ン タ ー	20	8		28	
	鹿 行 〃	12	12		24	
	県 南 〃	30	23		53	他に市町村からの研修生4
	県 西 〃	23	16		39	
	自 治 研 修 所	4			4	市町村からの派遣3を含む。
	水 戸 県 税 事 務 所	50			50	
	常陸太田 〃 (高萩支所を含む)	40			40	
	行 方 〃	26			26	
	土 浦 〃 (稲敷支所を含む)	65			65	
	筑 西 〃 (境支所を含む)	42			42	市町村からの派遣1を含む。
	出 先 計	323	59		382	
部 計		562	81	10	653	

4 主要施策体系

			(千円)
行政経営	改革推進（行政経営課）		201,347
	県出資法人等の指導監督（行政経営課）		783
人事管理	人事・給与管理——退職手当（人事課）		2,295,661
	組織・定数管理（人事課）		506
	職員の研修	派遣研修（人事課）	6,106
		研修所研修（〃）	68,944
	総務事務支援システムの管理運用（総務事務センター）		378,477
	職員の福利厚生	職員健康管理（総務事務センター）	242,495
		職員福利厚生（〃）	44,600
財務管理	県債管理——公債費（財政課）		148,764,996
	基金管理——基金積立金（〃）		180,050
	財源の確保——県税賦課徴収（税務課）		620,182
	財産管理——庁舎等維持管理（管財課）		2,562,813
	未収債権対策——税外未収金の回収対策（行政経営課）		14,118
情報公開・個人情報保護	情報公開（総務課）		1,149
	個人情報保護（〃）		2,353
広域行政の推進	合併市町への支援等（市町村課）		390,033
	市町村の広域連携の支援等（〃）		854
選挙の管理執行	選挙執行・啓発（市町村課）		3,101,869
市町村への財政支援	市町村振興資金貸付（市町村課）		600,000
公営事業	競輪事業（総務課）		25,037,902
県政の報道・広聴	報道・広聴事業（報道・広聴課）		171,356
政策情報の整理・分析等	政策情報の収集・整理・分析（政策調査室）		688
栄典・ほう賞	栄典・ほう賞（秘書課）		5,912

5 令和7年度一般会計予算

(単位：千円)

課 名	款	項	現計予算額	特 定 財 源									一般財源
				国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財産収入	寄附金	繰入金	諸収入	県 債	計	
総 務 課	総 務 費	総 務 管 理 費	1,518,941			1,403				1,237		2,640	1,516,301
行政経営課	総 務 費	総 務 管 理 費	334,342			1				33		34	334,308
人 事 課	総 務 費	総 務 管 理 費	4,097,043				8,730			20,712		29,442	4,067,601
財 政 課	総 務 費	総 務 管 理 費	400,696	370			180,050			1,914		182,334	218,362
	〃	諸 費	400,000										400,000
	公 債 費	公 債 費	148,764,996							13		13	148,764,983
	予 備 費	予 備 費	1,000,000										1,000,000
	計		150,565,692	370			180,050			1,927		182,347	150,383,345
管 財 課	総 務 費	総 務 管 理 費	3,264,280			72,810	353,954			12,046	645,500	1,084,310	2,179,970

課 名	款	項	現計予算額	特 定 財 源									一般財源
				国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財産収入	寄附金	繰入金	諸収入	県 債	計	
税 務 課	総 務 費	徴 税 費	12,733,215		45,252	17,318				432,766		495,336	12,237,879
	諸支出金	ゴルフ場利用税交付金	1,773,194										1,773,194
	〃	利子割交付金	376,837										376,837
	〃	地方消費税清算金	91,615,634										91,615,634
	〃	地方消費税交付金	75,502,007										75,502,007
	〃	配当割交付金	2,628,483										2,628,483
	〃	株式等譲渡所得割交付金	4,233,324										4,233,324
	〃	環境性能割交付金	1,654,220										1,654,220
	〃	法人事業税交付金	8,181,438										8,181,438
	計		198,698,352		45,252	17,318				432,766		495,336	198,203,016
総務事務センター	総 務 費	総 務 管 理 費	8,143,207			276				108,353		108,629	8,034,578
市 町 村 課	総 務 費	市 町 村 振 興 費	1,787,284	290	20,189	2				1,150,945		1,171,426	615,858
	〃	選 挙 費	3,101,869	1,570,927		10				14		1,570,951	1,530,918
	計		4,889,153	1,571,217	20,189	12				1,150,959		2,742,377	2,146,776
秘 書 課	総 務 費	総務管理費	242,190							70		70	242,120
報道・広聴課	総 務 費	報道・広聴費	171,356							1,099		1,099	170,257
部 計			371,924,556	1,571,587	65,441	91,820	542,734			1,729,202	645,500	4,646,284	367,278,272

6 令和7年度競輪事業特別会計予算

(単位：千円)

課 名	款	項	現計予算額	特 定 財 源								一般財源
				競輪事業収入	国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財産収入	繰入金	繰越金	計	
総 務 課	競輪事業支出	競 輪 事 業 費	24,250,629	23,889,579					361,050		24,250,629	
	〃	積 立 金	3,888	3,888							3,888	
	〃	繰 出 金	200,000	200,000							200,000	
	〃	予 備 費	583,385	91,127						492,258	583,385	
	計		25,037,902	24,184,594					361,050	492,258	25,037,902	

7 令和7年度公債管理特別会計予算

(単位：千円)

課 名	款	項	現計予算額	特 定 財 源								一般財源
				国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財産収入	繰入金	諸収入	県 債	計	
財 政 課	公債管理支出	公 債 費	148,909,070				287,775	55,408,395		93,212,900	148,909,070	

8 令和7年度市町村振興資金特別会計予算

(単位：千円)

課 名	款	項	現計予算額	特 定 財 源								一般財源
				国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財産収入	繰入金	繰越金	諸収入	計	
市 町 村 課	市町村振興資金支出	市町村振興資金支出	600,000						1	599,999	600,000	
	〃	繰 出 金	96,000							96,000	96,000	
	〃	予 備 費	1,000							1,000	1,000	
	計		697,000						1	696,999	697,000	

各 課（室）の 概 況

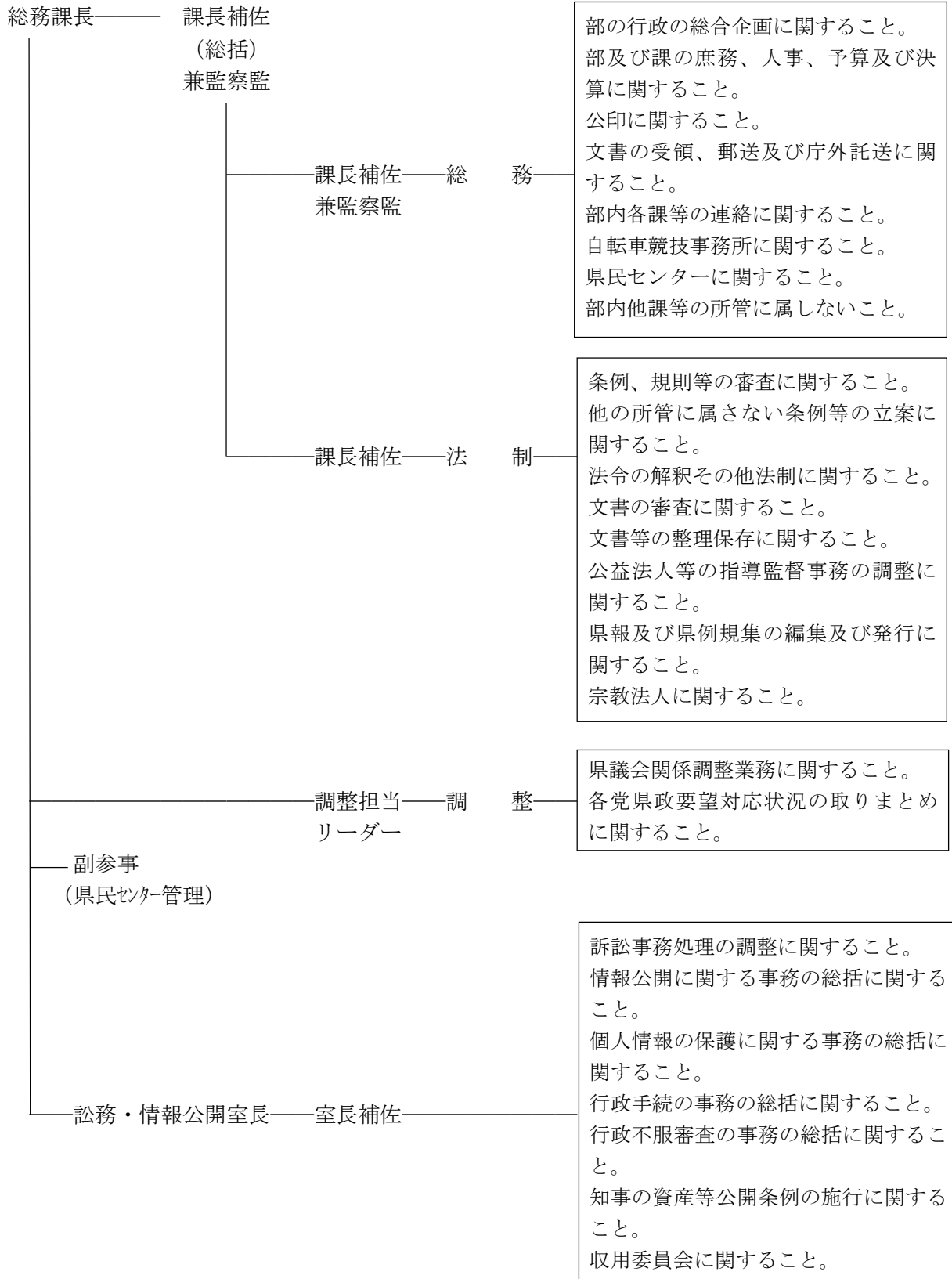
Ⅱ 各課（室）の概況

総 務 課

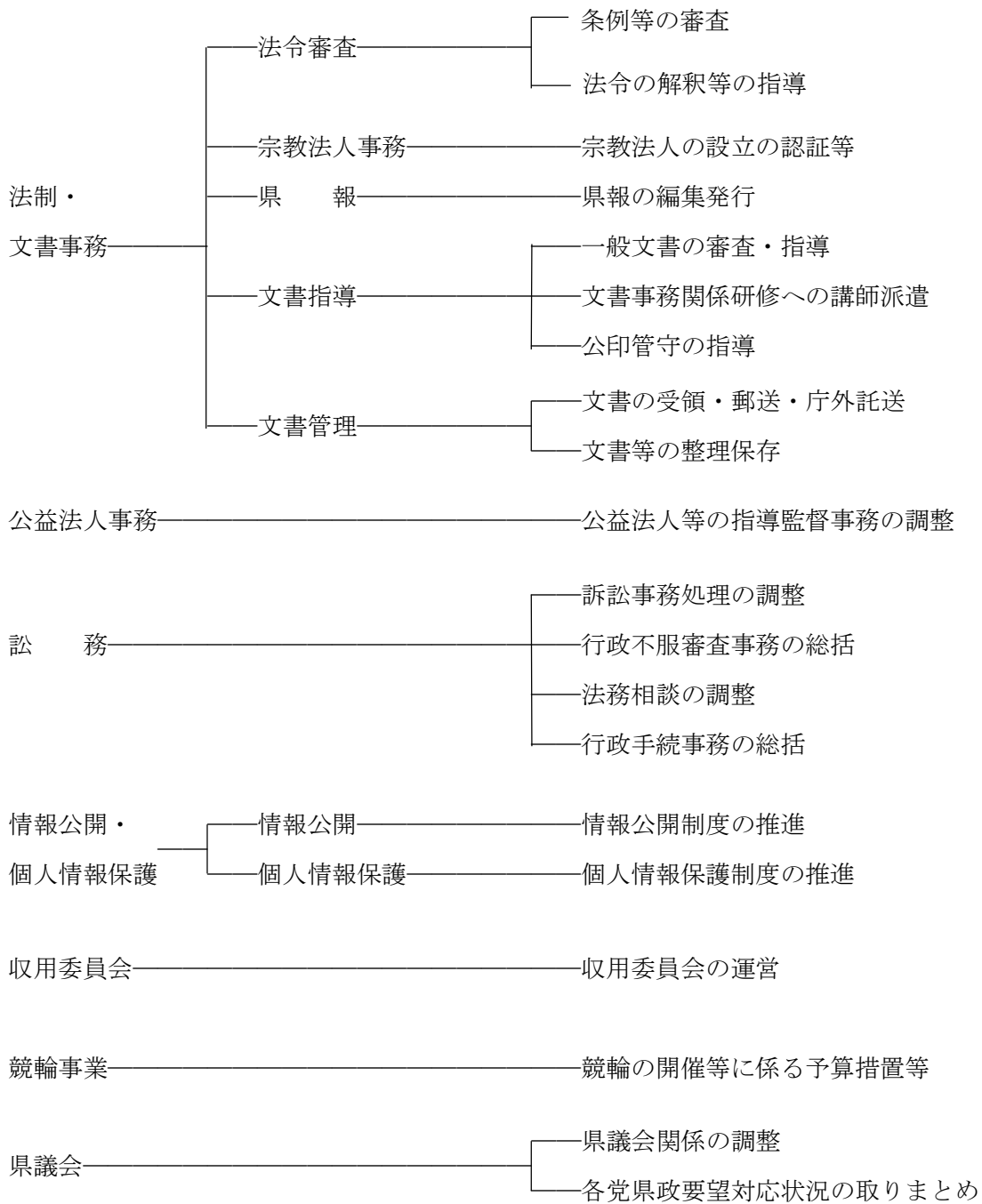
◎ 総務課の運営の基本

- 1 部の幹事課として、部の行政の総合企画、部の事務事業の進行管理、部の予算の適正執行、部内各課等の連絡・調整を行い、部内各課（室）の事務事業が円滑に執行されるよう配慮するものとする。
また、県議会関係業務について、各部局との連絡・調整を行う。
- 2 法制・文書事務については、条例案、規則案その他の案件の審査・調整を行うことにより、法制面から行政の適正な執行を確保するとともに、県の事務執行の基本となる文書事務について、指導、研修等を行うことにより、事務の適正かつ能率的な処理を推進するものとする。
- 3 公益法人等事務については、公益法人等の指導監督事務が適正に執行されるよう、各所管課への助言・指導及び各法人への支援を行うものとする。
- 4 訴訟事務については、県又は県の機関を当事者とする訴訟事件の処理を円滑に進められるよう支援を行うものとする。
- 5 情報公開制度については、茨城県情報公開条例の適正な運用に努め、県の保有する情報の一層の公開を図るものとする。
- 6 個人情報保護制度については、個人情報の保護に関する法律の適正な運用に努め、個人の権利利益の保護を図るものとする。
- 7 行政不服審査事務については、行政不服審査法の適正な運用に努め、県民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保する。
- 8 収用委員会の事務については、土地収用法に基づく適正な処理を行い、公共の利益の増進と私有財産との調整を図るものとする。
- 9 県財政の健全化に資するため、競輪事業を施行する。

◎ 課の組織と分掌事務



◎ 課の事業体系



◎ 主要事務事業の概要

事業名	事業の概要	現計予算額
1. 法制	条例案、規則案その他の案件の審査・調整を行い、法制面から行政の適正な執行を確保する。	千円 5,315
2. 公益法人事務	法人の公益性等を審議する公益認定等審議会の運営を行うとともに、各所管課への助言・指導及び各法人への支援を行う。	1,565
3. 訴訟事務	県又は県の機関を当事者とする訴訟事務の処理が円滑に進められるよう、訴訟事務に関する連絡・調整を行う。	2,785
4. 情報公開	各課所の研修・指導、職員に対する意識啓発、県民への制度の普及啓発及び情報公開・個人情報保護審査会の円滑な運営を図り、情報公開制度の適正な運用に努める。	1,149
5. 個人情報保護	職員に対する意識啓発、県民への制度の普及啓発及び情報公開・個人情報保護審査会の円滑な運営を図り、個人情報保護制度の適正な運用に努める。	2,353
6. 行政不服審査事務	行政不服審査法に基づく審査請求等について行政不服審査会の運営を行うとともに、各所管課への助言・指導を行う。	2,052
7. 収用委員会の運営	土地収用法に基づく裁決申請及び明渡裁決申立て事件について、会議及び審理を開催するとともに、現地調査を実施して裁決を行う。	5,585
8. 競輪事業	自転車競技事務所において、下記のとおり競輪事業を実施する。 ア 県営競輪の開催 取手競輪場（通称：楽天Kドリームスバンク取手）において競輪を開催する。 ・普通競輪 54 日 ・記念競輪等 8 日 - 計 62 日（令和7年度予定） イ 取手競輪場の管理運営 他の競輪施行者に取手競輪場施設を次のとおり貸与するとともに、施設及び環境の整備に努め、ファンサービスの向上を図る。 ・取手市 - 普通競輪： 9 日（令和7年度予定） - 臨時場外： 48 日（令和7年度予定）	25,037,902

事業名	事業の概要	現計予算額
	ウ 場外車券発売事務の受託 他の競輪施行者からの委託を受け、取手競輪場において全国各地で開催される競輪の場外車券発売を行う。 エ 専用場外車券売場の管理施行 「サテライトしおさい鹿島」及び「サテライト水戸」で車券発売を行う全国の競輪場との連絡、調整を行う。	千円

行政経営課

◎ 行政経営課の運営の基本

- 1 職員の働き方改革や県庁業務のD X推進等によるワーク・ライフ・バランスの推進や仕事の生産性向上、メリハリの効いた財政運営、税外未収債権対策等、戦略的な行財政運営を推進する。
- 2 地方分権をより一層推進するため、国と地方の役割分担の明確化、国から地方への権限移譲や地方税財源の充実強化、国の義務付け・枠付けの廃止・縮小等を、全国知事会等と連携しながら国に強く働きかけ、地方の自主性・自立性を拡大していく。
- 3 県行政を補完する出資法人等が設立目的に沿った的確なサービスを提供するとともに、自律性を高め、採算性重視を旨とした健全で効率的な経営を推進していけるよう出資法人等に対し適切な指導等を行う。
- 4 県行政の適正かつ効率的な執行及び県職員の服務規律の確立を図るため、必要に応じて監察を実施する。
- 5 行政不服審査法に基づく審査請求について、公正な審理を行う。

◎ 課の組織と分掌事務

行政経営課長—課長補佐(総括)—出資団体—

兼指導監
兼監察監
兼審理員

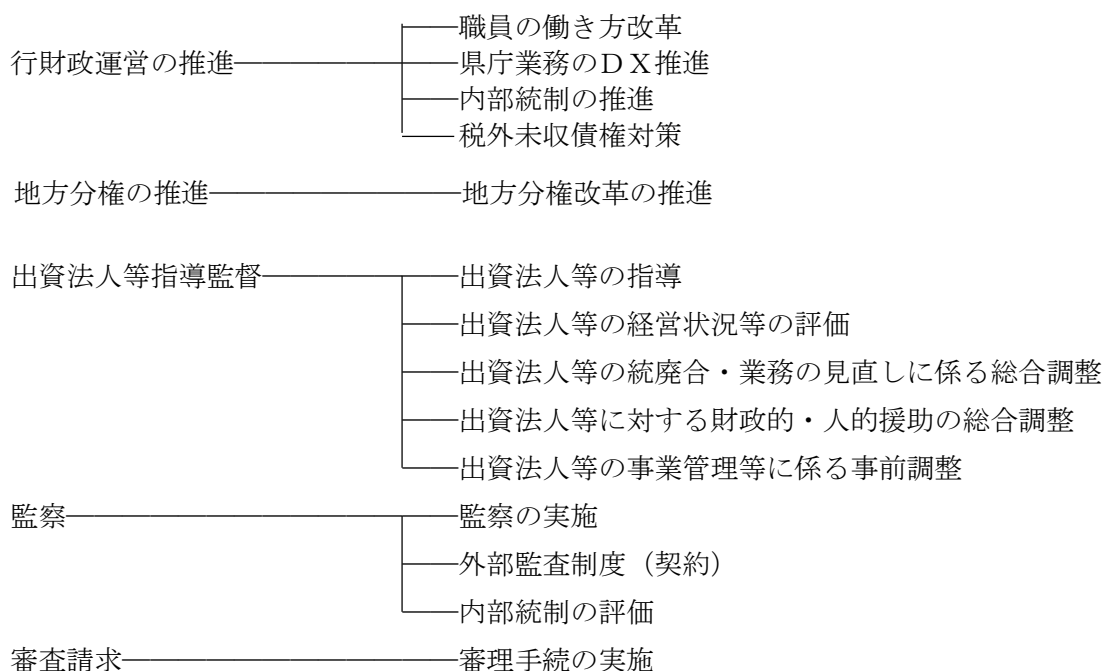
出資法人等の指導監督に関すること。
監察に関すること。
外部監査制度(契約)に関すること。
内部統制の評価に関すること。
行政不服審査法に基づく審理に関すること。

—課長補佐—改革推進—

職員の働き方改革に関すること。
県庁業務のD X推進に関すること。
内部統制の推進に関すること。
税外未収債権対策に関すること。
地方分権の推進に関すること。

—副参事(働き方改革)

◎ 課の事業体系



◎ 主要事務事業の概要

事業名	事業の概要	現計予算額																																					
1. 行財政運営の推進	戦略的な行財政運営を着実に推進する。 職員の働き方改革やICTを活用した県庁の業務改善等により、職員が心身ともに健康で、ワーク・ライフ・バランスを確保しながら、仕事の生産性向上を推進する。 地方自治法に基づく内部統制を着実に推進する。 未収債権への対応方針に基づき最大限の回収整理に努めるとともに、債権所管課における適正な債権管理を促進する。	千円 215,465																																					
2. 地方分権の推進	地方分権を全庁的に推進するとともに、全国知事会等と連携して国との関係の見直しを図る。																																						
3. 出資法人等指導監督	(1) 指導監督対象出資法人等の状況(令和7年4月1日現在) <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="5">出資法人</th><th rowspan="2">援助法人</th><th rowspan="2">合計</th></tr><tr><th>財団法人</th><th>社団法人</th><th>特殊法人</th><th>会社法人</th><th>学校法人</th></tr><tr><td>県内法人</td><td>18</td><td>1</td><td>4</td><td>9</td><td>-</td><td>1</td><td>33</td></tr><tr><td>県外法人等</td><td>27</td><td>5</td><td>7</td><td>5</td><td>1</td><td>-</td><td>45</td></tr><tr><td>計</td><td>45</td><td>6</td><td>11</td><td>14</td><td>1</td><td>1</td><td>78</td></tr></table> (注) 援助法人：出資法人以外で県が財政的・人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしているもの	区分	出資法人					援助法人	合計	財団法人	社団法人	特殊法人	会社法人	学校法人	県内法人	18	1	4	9	-	1	33	県外法人等	27	5	7	5	1	-	45	計	45	6	11	14	1	1	78	783
区分	出資法人					援助法人	合計																																
	財団法人	社団法人	特殊法人	会社法人	学校法人																																		
県内法人	18	1	4	9	-	1	33																																
県外法人等	27	5	7	5	1	-	45																																
計	45	6	11	14	1	1	78																																

事業名	事業の概要	現計予算額
	(2) 条例に基づく指導監督等 ① 「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例（平成 15 年茨城県条例第 3 号）」に基づき、出資法人等に対する指導監督の統一性の確保と事業の効率的・効果的な実施を図る。 ② 条例に基づき、以下の指導監督等を行う。 ア 運営に関する助言等 効率的・効果的な事業運営、適正な財務運営、積極的な情報公開等が行われるよう助言、指導又は勧告を行う。 イ 経営評価 県の出資割合が 2 分の 1 以上かつ収入総額及び支出総額が 1 億円を超える法人等に対し、事業の実施状況、経営状況等に基づく評価結果を踏まえて、経営の健全化など必要な措置を講ずるよう求める。評価結果については、議会に報告するとともに公表する。 ③ 県出資団体等調査特別委員会等の提言を踏まえた取組 県出資団体等調査特別委員会（平成 26 年 11 月）や県有施設・県出資団体等調査特別委員会（令和 6 年 10 月）の提言等を踏まえ、出資団体改革を推進するとともに、精査団体等の改革工程表の取組内容が確実に実施されるよう進捗管理の徹底を図る。 ④ 県出資団体等経営改善専門委員会の運営 経営評価結果等を踏まえ経営改善等の検討が必要な団体について意見等を聴取するとともに、出資団体改革に向けた取組状況の進捗管理を行う。	
4. 監察	県行政の適正かつ効率的な執行及び県職員の服務規律の確立を図ることを目的とし、必要に応じて監察を実施する。 また、公益通報者保護法に基づく公益通報に係る窓口として、外部の労働者及び内部の職員等からの公益通報の受付・処理を行う。 外部監査契約の締結や監査結果報告に基づく改善措置の取りまとめ等を行う。 地方自治法に基づく内部統制の評価を行う。	16,665
5. 審査請求	行政不服審査法に基づく審理手続を行う（知事が審査庁である場合に限る。）。	

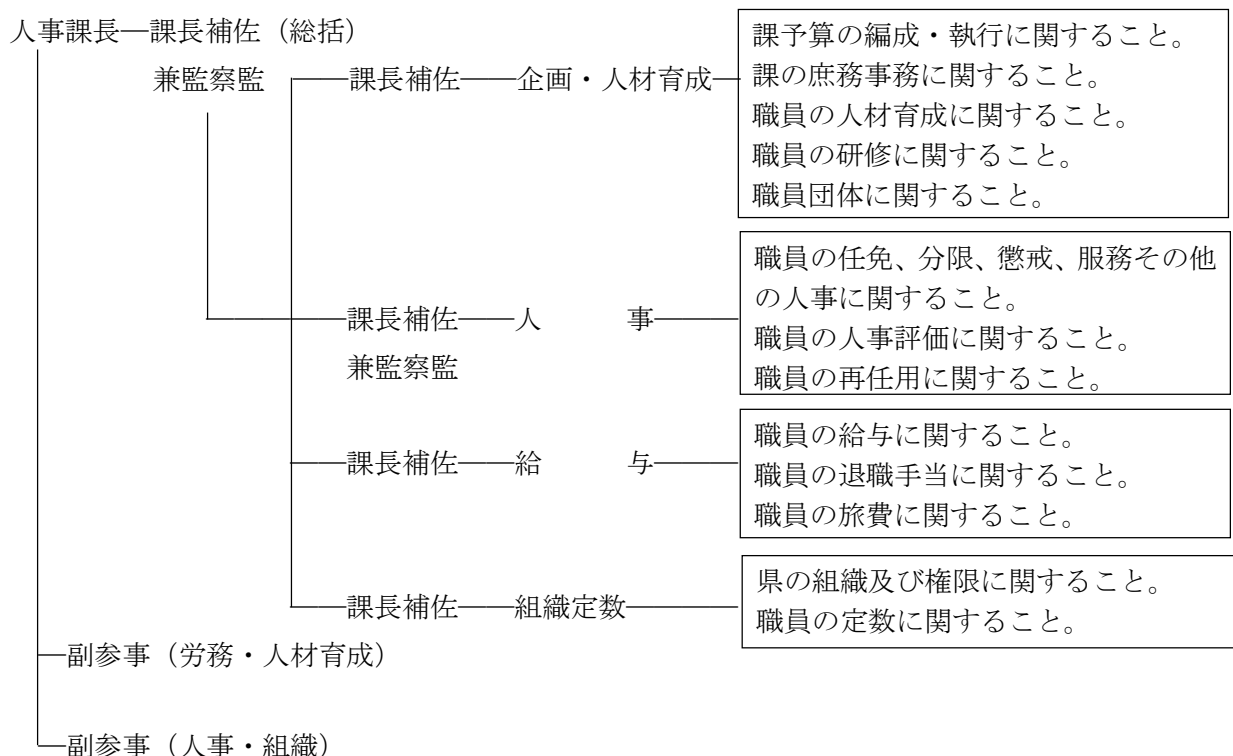
人 事 課

◎ 人事課の運営の基本

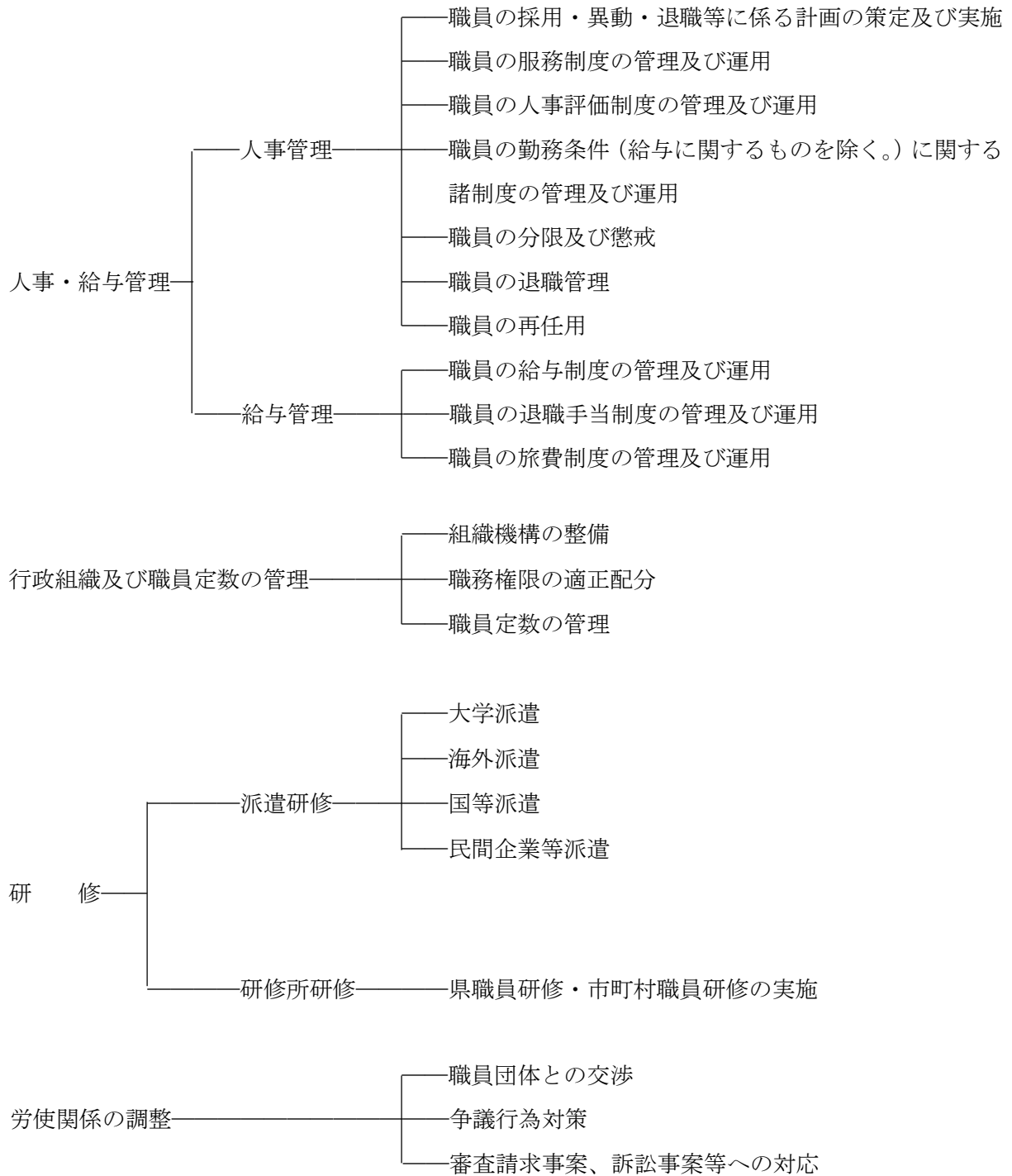
社会経済情勢の変化や県民ニーズの多様化に的確に対応できる自主的・自立的な行政運営体制を確立するため、職員がその能力を最大限に発揮でき、かつ、勤務意欲の向上が図られることを基本として、次の方針により人事管理を行う。

- 1 組織の活力を高め、執行体制の円滑化を図るため、職員の資質向上と能力開発のための職員研修の充実、民間企業派遣や人事交流の推進による人材の育成・有効活用、職種や年齢・性別等にとらわれない適材適所の人事配置を通年で行い、組織力低下の防止や職員の士気の高揚等に留意し、適正な人事管理を行う。
- 2 公務能率の向上を図ることを基本として、職員の給与制度及び休暇制度等勤務条件の適正な管理と運用を行う。
- 3 職員のすべてに、その地位と責任を十分に自覚させ、服務の厳正を期する。
- 4 地方公務員法の趣旨に沿って、正常かつ良好な労使関係の樹立に努めるとともに、規律ある職場秩序を確立するよう努める。
- 5 簡素で効率的な行政運営体制の確立を目指し、計画的な組織・定数の管理に努める。

◎ 課の組織と分掌事務



◎ 課の事業体系



◎ 主要事務事業の概要

事業名	事業の概要	現計予算額																																														
1. 人事・給与管理	(1)人事管理 ア 適正な人事管理 優秀な人材の採用確保に努めるとともに、人事管理に必要な資料を整備し、職員の適性、能力、勤務成績その他人事管理に必要な事項を的確に把握し、これらに基づいて通年で適材適所の人事配置を行う。 (7) 職員の採用 (令和7年4月1日付) <table><tr><td>試験採用数</td><td>大学卒業程度</td><td>高校卒業程度</td><td>計</td></tr><tr><td></td><td>146 人</td><td>53 人</td><td>199 人</td></tr><tr><td>その他採用数</td><td colspan="3">60 人</td></tr><tr><td>計</td><td colspan="3">259 人</td></tr></table> (教育委員会、警察本部、一部企業会計分を除く。令和6年度 の中途採用者を含む。) (イ) 人事異動の実施状況 (令和7年4月1日付) <table><tr><td>職層 職種</td><td>部長級</td><td>課長級</td><td>課長補佐 及 係長級</td><td>一般</td><td>計</td></tr><tr><td>事務</td><td>31 人</td><td>140 人</td><td>377 人</td><td>229 人</td><td>777 人</td></tr><tr><td>技術</td><td>19</td><td>105</td><td>410</td><td>205</td><td>739</td></tr><tr><td>技能労務</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>計</td><td>50</td><td>245</td><td>787</td><td>435</td><td>1,517</td></tr></table> (ウ) 退職者に対する感謝状の贈呈 多年にわたり県職員として職務に精励し、県行政推進に 努力した功績に感謝するため、20 年以上勤続して退職する 職員等に感謝状を贈呈する。 令和6年度感謝状贈呈者 229 人	試験採用数	大学卒業程度	高校卒業程度	計		146 人	53 人	199 人	その他採用数	60 人			計	259 人			職層 職種	部長級	課長級	課長補佐 及 係長級	一般	計	事務	31 人	140 人	377 人	229 人	777 人	技術	19	105	410	205	739	技能労務	—	—	—	1	1	計	50	245	787	435	1,517	千円 37,960
試験採用数	大学卒業程度	高校卒業程度	計																																													
	146 人	53 人	199 人																																													
その他採用数	60 人																																															
計	259 人																																															
職層 職種	部長級	課長級	課長補佐 及 係長級	一般	計																																											
事務	31 人	140 人	377 人	229 人	777 人																																											
技術	19	105	410	205	739																																											
技能労務	—	—	—	1	1																																											
計	50	245	787	435	1,517																																											

事業名	事業の概要	現計予算額																																																															
	イ 定年・勸奨退職者の状況 令和6年度定年・勸奨退職者数 <table><tr><th>区分</th><th>部長級</th><th>課長級</th><th>課長補佐級</th><th>係長級</th><th>一般</th><th>技労</th><th>計</th></tr><tr><td>定年</td><td>2人</td><td>2人</td><td>70人</td><td>11人</td><td>0人</td><td>8人</td><td>93人</td></tr><tr><td>勸奨・普通</td><td>27</td><td>40</td><td>41</td><td>25</td><td>60</td><td>2</td><td>195</td></tr><tr><td>計</td><td>29</td><td>42</td><td>111</td><td>36</td><td>60</td><td>10</td><td>288</td></tr></table> (教育委員会、警察本部、一部企業会計分を除く) 公共的団体から退職職員の受入要請があった場合に、退職者のうち再就職を希望する者の中から、適任者を推薦している。 令和6年度部長級（60歳に達した職員等）の再就職状況 <table><tr><th>区分</th><th>人数</th></tr><tr><td>退職者数</td><td>25人</td></tr><tr><td>再就職</td><td>21人</td></tr></table> ウ 職員の再任用 高齢職員の知識・経験等を活用するため、61歳に達した職員等のうち、公務内で働く意欲と能力のある者の適切な任用・配置を行う。 ○再任用者数（令和7年4月1日現在） <table><tr><th>区分</th><th>事務</th><th>技術</th><th>技能労務</th><th>計</th></tr><tr><td>新規（定年前）</td><td>12</td><td>12</td><td>0</td><td>24</td></tr><tr><td>新規（暫定）</td><td>56</td><td>36</td><td>7</td><td>99</td></tr><tr><td>更新（暫定）</td><td>123</td><td>58</td><td>11</td><td>192</td></tr><tr><td>計</td><td>191</td><td>106</td><td>18</td><td>315</td></tr></table> (教育委員会、警察本部、一部企業会計分を除く) エ 人事評価制度 業務の遂行過程で発揮された能力や、業務の成果として顕れた業績を評価する人事評価制度について、任用や給与等の人事管理に活用する。	区分	部長級	課長級	課長補佐級	係長級	一般	技労	計	定年	2人	2人	70人	11人	0人	8人	93人	勸奨・普通	27	40	41	25	60	2	195	計	29	42	111	36	60	10	288	区分	人数	退職者数	25人	再就職	21人	区分	事務	技術	技能労務	計	新規（定年前）	12	12	0	24	新規（暫定）	56	36	7	99	更新（暫定）	123	58	11	192	計	191	106	18	315	千円
区分	部長級	課長級	課長補佐級	係長級	一般	技労	計																																																										
定年	2人	2人	70人	11人	0人	8人	93人																																																										
勸奨・普通	27	40	41	25	60	2	195																																																										
計	29	42	111	36	60	10	288																																																										
区分	人数																																																																
退職者数	25人																																																																
再就職	21人																																																																
区分	事務	技術	技能労務	計																																																													
新規（定年前）	12	12	0	24																																																													
新規（暫定）	56	36	7	99																																																													
更新（暫定）	123	58	11	192																																																													
計	191	106	18	315																																																													

事業名	事業の概要	現計予算額
	(2)給与管理 従来から人事委員会勧告に基づき、公務をめぐる環境の変化に適切に対応した所要の制度改正を行ってきたところであるが、引き続き、国及び他の都道府県の動向にも留意しつつ、給与制度の整備について検討を進める。 ア 本県給与の体系 (ア) 給与の概要 給与 — 毎月きまって支給されるもの — - 給料 - 扶養手当 - 地域手当 - 住居手当 - その他（管理職手当、初任給調整手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当） — 支給単位期間ごとに支給されるもの — 通勤手当 - 勤務した実績に応じて、支給されるもの - 時間外勤務手当 - 特殊勤務手当 - その他（夜間勤務手当、宿日直手当等） — 臨時に支給されるもの — 期末手当・勤勉手当 — 退職時に支給されるもの — 退職手当 (イ) 初任給の状況（令和7年4月1日現在） 行政職 大学卒直採 225,600円 高校卒直採 194,500円 (ウ) 期末・勤勉手当の支給割合 年間4.6月分 (エ) 行政職平均給料月額（令和6年4月1日現在） 322,099円（平均年齢41.8歳） (オ) 退職手当の支給状況（令和6年度一般会計分） 支給総額 4,661,484,199円 — 定年及び勸奨退職 4,372,132,315円 — 普通退職等 289,351,884円 一人平均支給額 14,431,840円 （特別職を除く）	千円 2,295,661

事業名	事業の概要	現計予算額
2. 研修	高度の研修を効果的に実施することにより、県行政全体の向上に資する。 ア 派遣研修 各種制度等を調査・研究させ、県行政に反映させる。 (ア) 大学院派遣研修 1 人 政策研究大学院大学 (イ) 国派遣研修 20 人 内閣府 3、総務省 1、厚生労働省 1、 農林水産省 1、経済産業省 3、国土交通省 9、 環境省 1、原子力規制庁 1 (ウ) 他県等派遣研修 5 人 石川県 2、石川県能登町 2、石川県穴水町 1 (エ) 民間企業等派遣研修 11 人 日本貿易振興機構 1、国立感染症研究所 1、 国土技術政策総合研究所 1、日本台湾交流協会 1、 常陽銀行 2、J T B 1、カルビー 1、 イオンリテール 1、スカイマーク 1、 コスモトレードアンドサービス 1 イ 研修所研修 職員に対し、行政上必要な知識の習得及び資質の向上を図るため、自治研修所において研修を行う。 なお、県職員研修については、より質の高い効果的な研修を行うため、民間事業者へ包括委託を実施する。 (ア) 県職員研修 2,400 人（令和 7 年度計画） (イ) 市町村職員研修 2,997 人（ ” ）	千円 75,050
3. 組織・定数管理	時代のニーズに柔軟かつ的確に対応できるよう、職員が新たな発想で積極的に挑戦できる体制、スピード感のある事務執行体制、「選択と集中」によるメリハリのある体制の 3 つの柱を基本に、組織体制づくりと適正な人員配置を行う。	506

◎ 財政課の運営の基本

1 予算編成について

本県財政は、これまでの財政健全化の取組により、財政指標は改善傾向にあるが、社会保障関係費等の義務的な経費の増加や、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化への対応などによる財政構造の硬直化が懸念され、予断を許さない状況にある。

このような状況の中、事業の進捗状況や成果について点検・評価を行い、施策の「選択と集中」、限られた財源の有効活用を図るとともに、産業や人材の育成をはじめとした将来世代の受益に繋がる事業に大胆に取り組むなど、人口減少時代における新しい茨城づくりを推進していくことが課題となっている。

【令和7年度の当初予算編成について】

経済の好循環に向けた緊急対策として、企業の賃上げや処遇改善、持続的な賃上げを実現するための価格転嫁を強力に支援するとともに、物価高対策にも積極的に取り組むこととした。また、本県の潜在力をさらに大きく開花させていくため、「新しい茨城」づくりへの挑戦として、「4つのチャレンジ」を推進していくこととした。

(1) 歳 入

- ア 県税収入については、経済情勢の推移、税制改正、地方財政計画の内容等を注視し、的確に見積もるとともに、県税徴収体制の充実等により税収確保に努めた。
- イ 地方交付税、地方譲与税等については、地方財政計画及び関係法令の改正動向等を十分に勘案し、かつ県税収入を加えた一般財源総額の確保の観点も踏まえ本県所要額を計上した。
- ウ 国庫補助事業の適切な導入を図りながら、必要な国庫支出金の確保に努めた。
- エ 財政健全化の取組と将来を見据えて先送りできない投資を両立させるため、一般財源基金から88億円を繰入れ、投資的経費へ充てる県債発行を抑制した。

(2) 歳 出

ア 歳出の見直し

- (ア) 常識にとらわれず、新しい発想で施策を展開するとともに、経済情勢や国の予算措置等を踏まえ、賃金や調達価格、金利などの上昇を適切に反映することを予算要求の基本方針に位置付けた。
- (イ) 公共事業については、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等の国の経済対策に対応し、令和6年度最終補正予算に320億円を計上した。また、令和7年度当初予算においても、災害に強い県土づくり等に取り組むため、公共事業費全体では、前年比0.4%増の1,106億円とした。なお、国補公共事業は前年度実績ベースの見込みにより0.2%減、県単公共事業は、引き続き新産業廃棄物処分場関連道路の整備等に取り組むため、2.1%増とした。

イ 事務事業の「選択と集中」

(ア) 事業の数値目標やKPI、進捗状況等を踏まえ、PDCAサイクルの展開による見直しを進め、財源・マンパワーを真に効果のある事業へ重点化した。

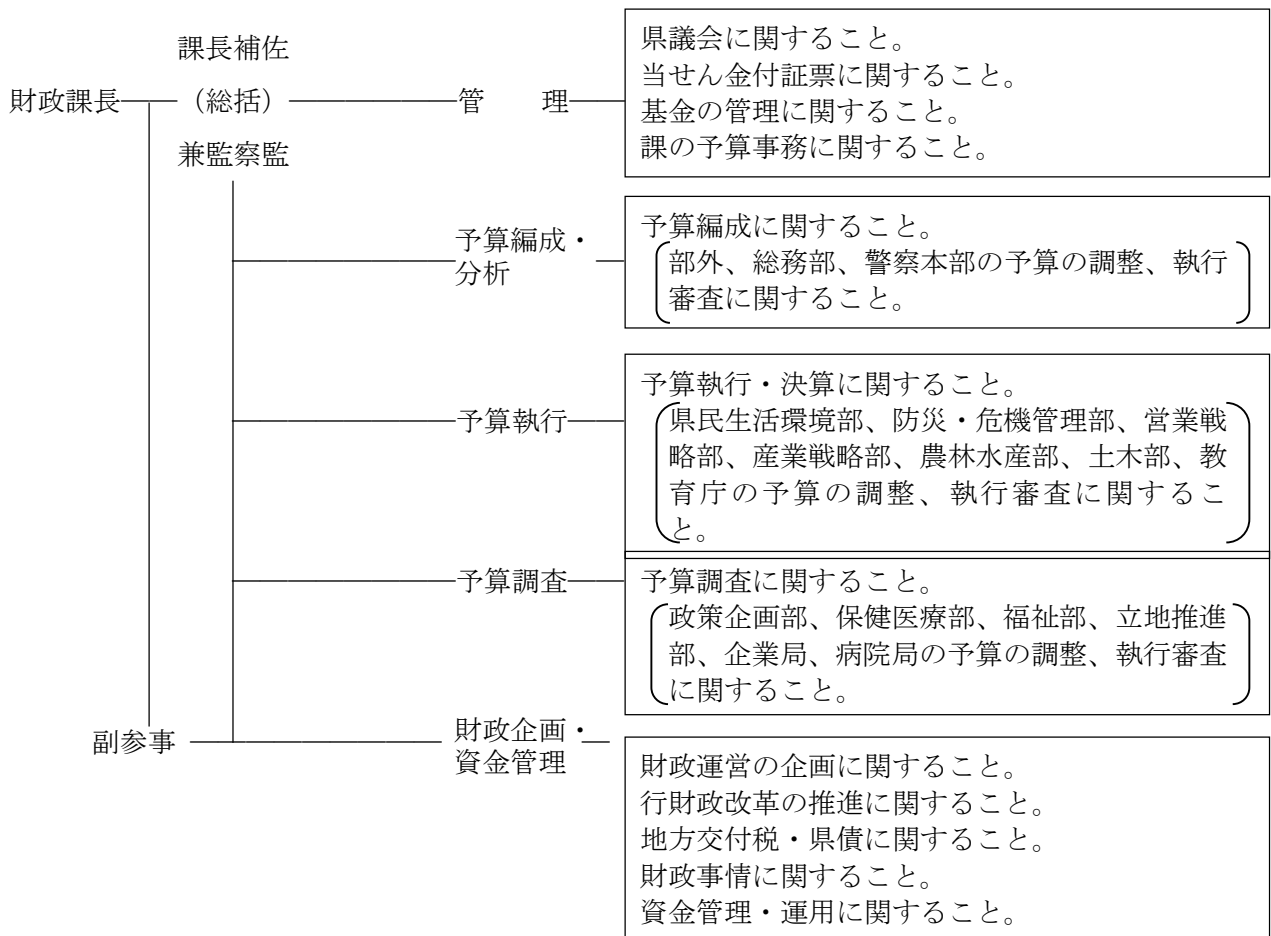
(イ) 事務事業の見直しや事務執行方法等の改善等を進めることによって、限られた財源のさらなる有効活用を推進した。

2 財政運営について

今後も、社会保障関係費や公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等に係る経費の増加などが見込まれるとともに、経済状況や国の財政状況等によっては、税収や地方交付税等の一般財源が大きく変動することもあることから、引き続き、歳出改革・歳入確保の取組を進め、持続可能で安定的な財政運営を維持していく。

また、安定的な資金調達と金利変動リスクの抑制を図ることなどにより、効率的な資金管理を行う。

◎ 課の組織と分掌事務



◎ 課の事業体系



◎ 主要事務事業の概要

事業名	事業の概要	現計予算額
1. 県債管理	国の地方債計画に基づき適切な起債計画を立て、その活用を図るとともに、年度計画に基づく適正な償還事務を進める。 ・ 令和7年度起債計画額 75,894百万円 ・ 令和7年度末現債高（見込） 1,966,939百万円 ・ 公債費 148,764,996千円 - 元金 113,015,901千円 - 利子 8,982,003千円 - 公債諸費 226,607千円 - 繰出金 26,517,620千円 (公債管理特別会計へ繰出) - 一時借入金利子 22,865 千円	千円 148,764,996
2. 基金管理	安定した予算運営が可能となるよう、適切な基金の管理運用を行う。 ・ 財政調整基金への積立 102,324 千円 ・ 県債管理基金への積立 77,726 千円	180,050

◎ 管財課の運営の基本

1 公有財産の適切な管理

土地・建物等の公有財産の取得・管理・処分については、常に良好な状態において管理するとともに、財産の目的に応じ最も効率的な運用に努めるものとする。

2 県庁舎等の適切な管理

県庁舎及び出先機関等の庁舎については、県民に親しまれる庁舎、行政事務を効率的に執行できる庁舎を基本的考えとして、その適切な維持保全に努めるものとする。

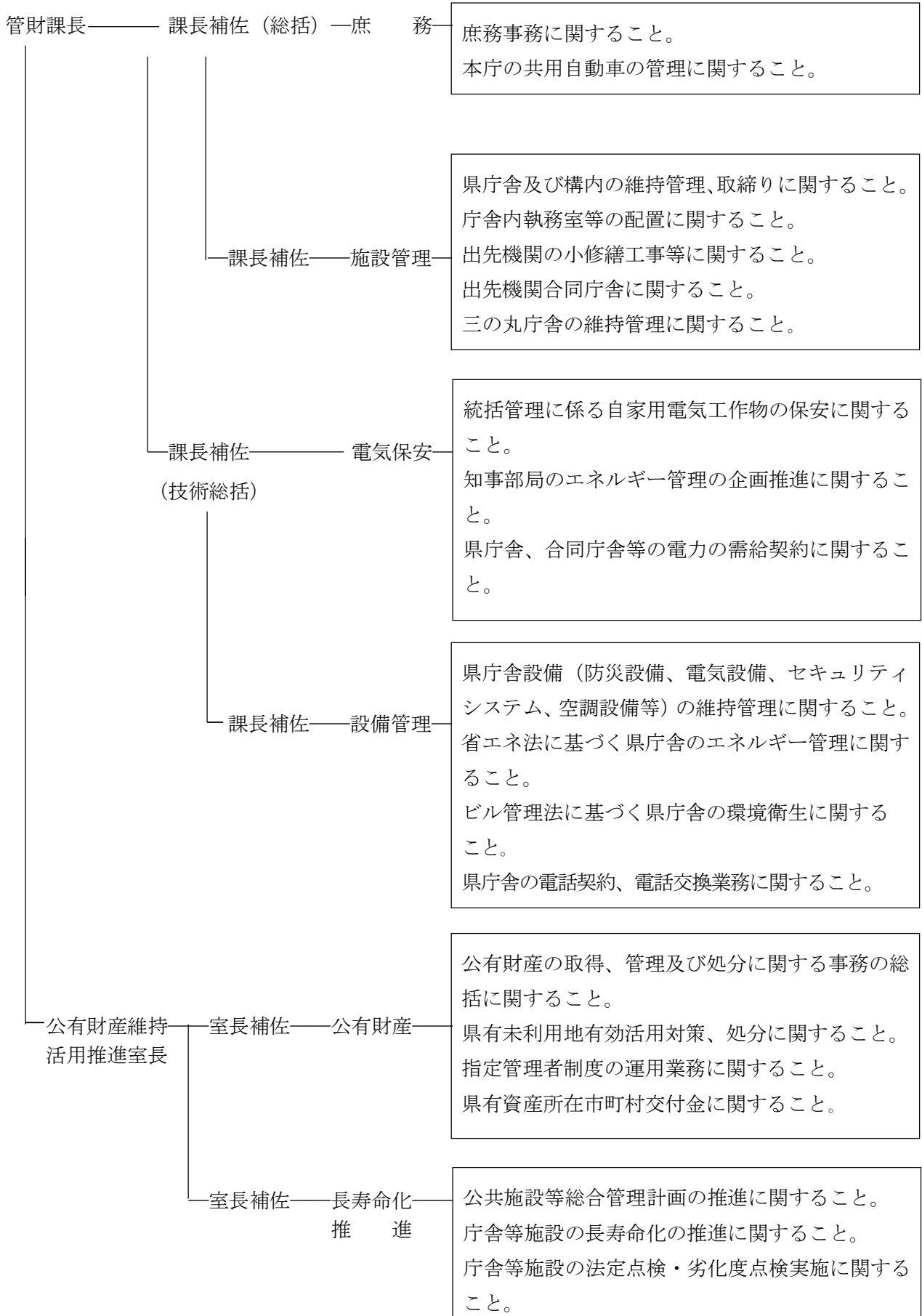
3 県有未利用地の有効活用

県が保有する未利用地については、庁内の再利用計画や地元市町村の利用計画がないものは、積極的に売却を推進する。

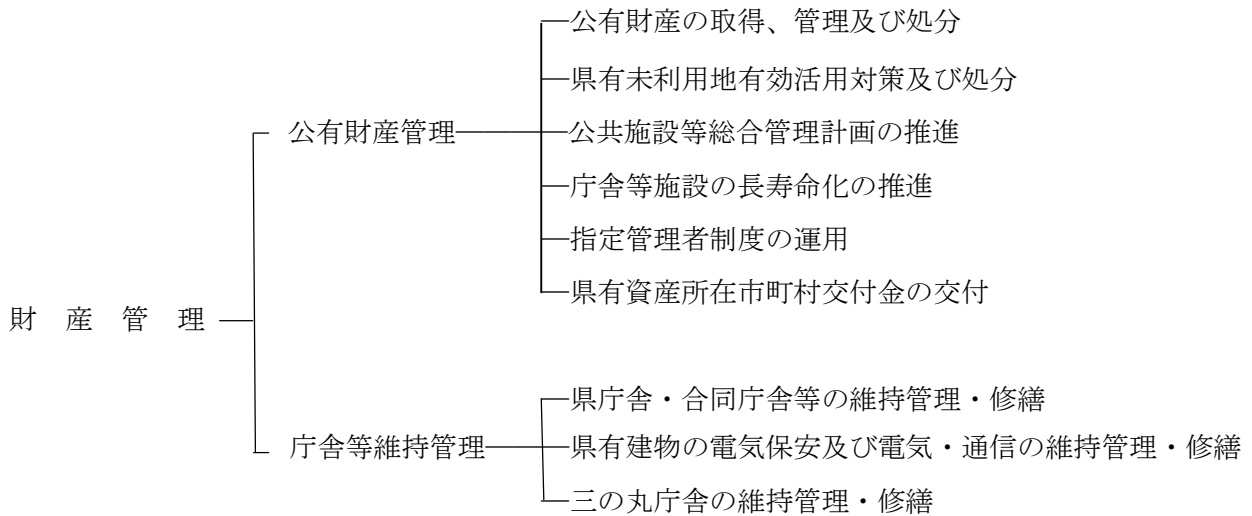
4 公共施設等総合管理計画の推進

「茨城県公共施設等総合管理計画」に基づき、全庁的な情報共有等を行いながら、庁舎等の長寿命化や資産総量の適正化、資産の有効活用を推進する。

◎ 課の組織と分掌事務



◎ 課の事業体系



◎ 主要事務事業の概要

事業名	事業の概要	現計予算額
1. 財産管理		千円
(1) 公有財産管理	ア 公有財産の取得、管理及び処分 行政需要に対応して各部局が行っている公有財産の取得、管理及び処分について、関係法令等に基づき適正な執行を図るため、必要な指導調整を行う。 また、県と国及び市町村との間において処理すべき案件等について調整を図りながら適宜措置する。 イ 県有未利用地有効活用対策及び処分 (ア) 未利用地の処分方針 県が保有する未利用地について、県内部における再利用計画の照会及び地元市町村の意向確認を行い、利用計画のないものについては、原則として一般競争入札により処分を推進する。 (イ) 令和6年度売却実績 4.8億円（令和7年3月末現在） ウ 公共施設等総合管理計画の推進 「茨城県公共施設等総合管理計画」に基づき、全庁的な情報共有等を行いながら、県有施設等の長寿命化や資産総量の適正化、資産の有効活用を推進する。	14,319 42,545 37,079

事業名	事業の概要	現計予算額
(2) 庁舎等維持管理	エ 庁舎等施設の長寿命化の推進 庁舎等施設に係る長期保全計画に基づく予防保全工事を行うための基本図面等を作成するとともに、各施設の法定点検及び劣化度点検を実施する。	千円 162,506
	オ 指定管理者制度の運用 事業者選定の公募・非公募の考え方など、全庁的に共通の対応が必要な事項について運用の統一性を図るとともに、効率的、効果的に制度を運用するため、各部課と調整を図る。	—
	カ ネーミングライツ（施設命名権）の運用 対象施設や募集条件など、全庁的に共通の対応が必要な事項について統一性を図るとともに、効率的、効果的に制度を運用するため、各部課と調整を図る。	—
	キ 県有資産所在市町村交付金の交付 「国有資産等所在市町村交付金法」に基づき県有資産を県以外の者が使用している場合に、当該資産の所在する市町村に固定資産税に代わるものとして交付金を交付する。 水戸市外 37 市町村	181,385
	県庁舎及び出先機関等における建物や設備の修繕、更新等を計画的に実施し、施設の長寿命化や良好な執務環境の保全など庁舎機能の適正な維持保全を図る。	2,562,813

税 務 課

◎ 税務課の運営の基本

自主財源である県税収入の確保に努めるとともに、地方分権が進展する中、税負担の公平性を確保し、納税者から信頼される税務行政を確立するため、適正かつ円滑な業務運営に努めるものとする。

1 適正な課税

課税に当たっては、的確かつ十分な調査と法令の正確な適用により、課税の適正化に努めるものとする。

2 公平な徴収

滞納者に対しては、大多数の善良な納税者との不公平が生じないよう、き然かつ適切に対処するものとする。

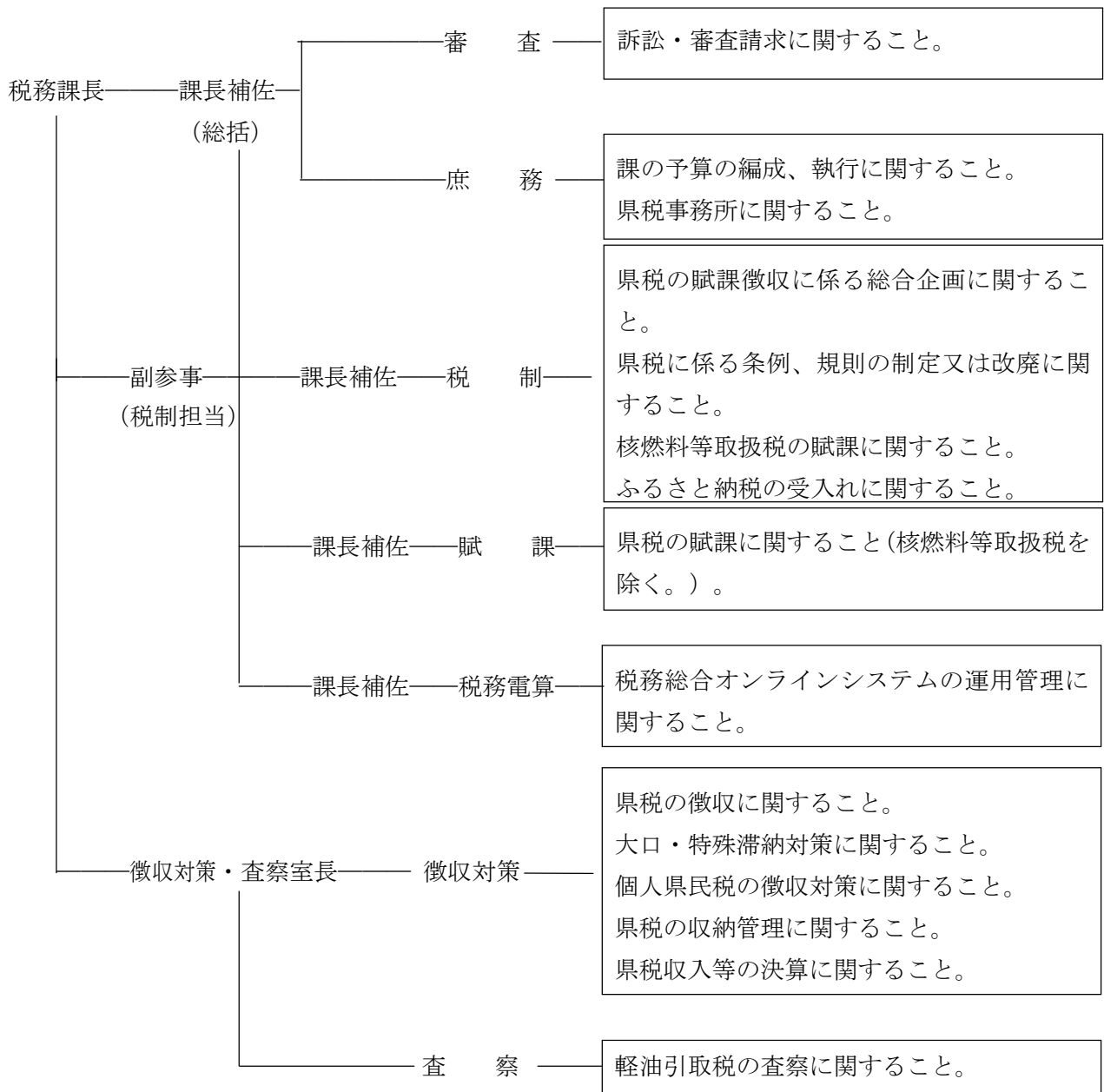
3 自主納税の促進

納税意識の普及啓発に努めるとともに、納税者が納税しやすい環境を整備し、自主納税を促進するものとする。

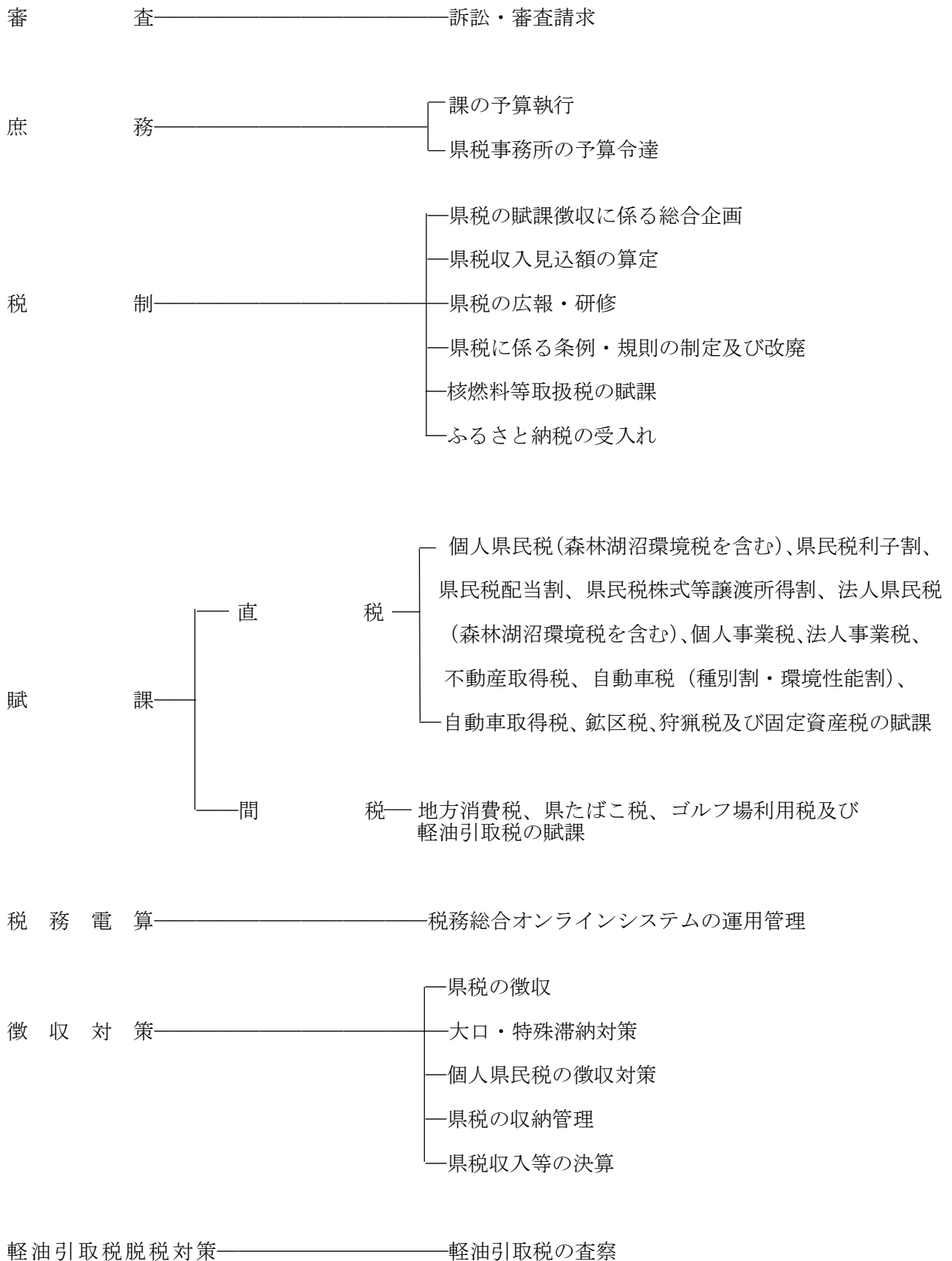
4 信頼される税務行政の確立

専門的知識の習得等、税務職員の資質の向上を図るとともに、納税者には、常に親切かつ誠意ある態度で対応し、信頼される税務行政の確立に努めるものとする。

◎ 課の組織と分掌事務



◎ 課の事業体系



◎ 主要事務事業の概要

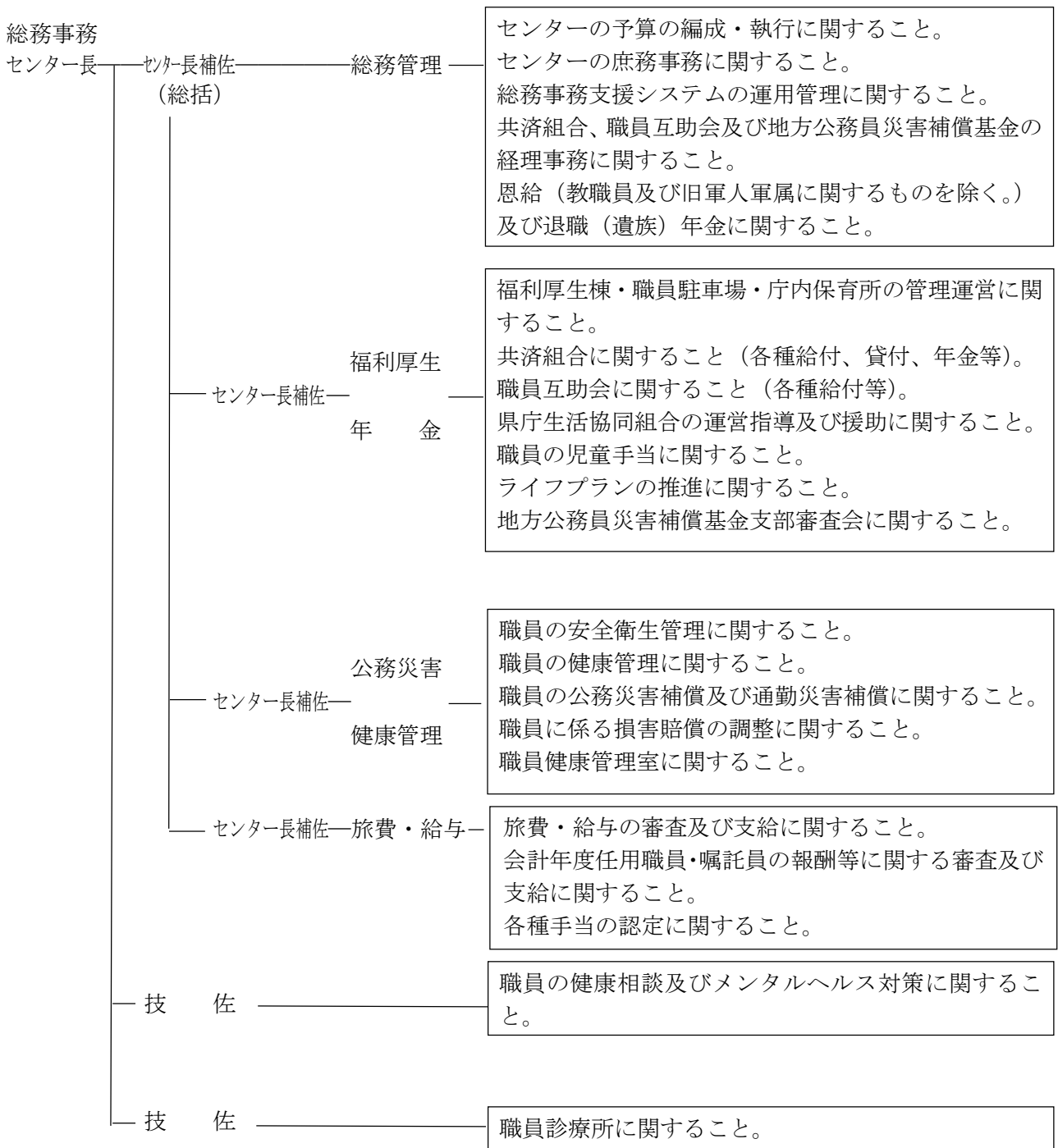
事業名	事業の概要	現計予算額
1. 県税の賦課徴収	地方税法及び茨城県県税条例の規定に基づき、県税の賦課徴収を行う。	千円 11,003,597
2. 県税徴収率向上対策	自主財源の根幹をなす県税収入の確保に努めるため、下記の対策を講じる。 ア 目標による進行管理 税務課、県税事務所、担当者ごとの目標値の設定と進行管理の徹底 イ 滞納整理の強化 差押えや公売を中心とした滞納整理の実施 ウ 主な税目ごとの徴収対策 (自動車税種別割) ・滞納の未然防止のため、納期内納付の促進に向けての広報活動の強化 ・債権及びタイヤロック方式による自動車の差押えやインターネット公売の実施 (個人県民税) 市町村との税務職員の相互交流等により、賦課徴収を行う市町村の徴税力強化を支援 エ 大口・困難事案対策 税務課徴収対策・査察室による一括整理 オ 納税機会の拡大・自主納税の促進 納税者の利便性向上を図り、自主納税を促進するため、コンビニ納税のほか、クレジット納税、スマホ納税、電子納税及び口座振替などのキャッシュレス納税の普及促進及び県広報紙やラジオ等の様々な広報媒体を活用し効果的な税務広報を実施	
3. 茨城租税債権管理機構に対する支援	市町村税（個人県民税を含む。）の滞納整理を行う一部事務組合である「茨城租税債権管理機構」に対して、人的・財政的支援を行う。 ・人的支援 税務経験を有する職員の派遣 3 名 ・財政的支援 補助金 1,700 万円	
4. 税務総合オンラインシステムの運用管理	県税の課税、収納、滞納等の情報を集中管理するシステムの運用管理を行う。	
5. 自主税財源充実方策の検討	本県にふさわしい自主税財源の充実方策について、有識者からなる「茨城県自主税財源充実研究会」等を活用し、幅広い観点から研究を行う。	

総務事務センター

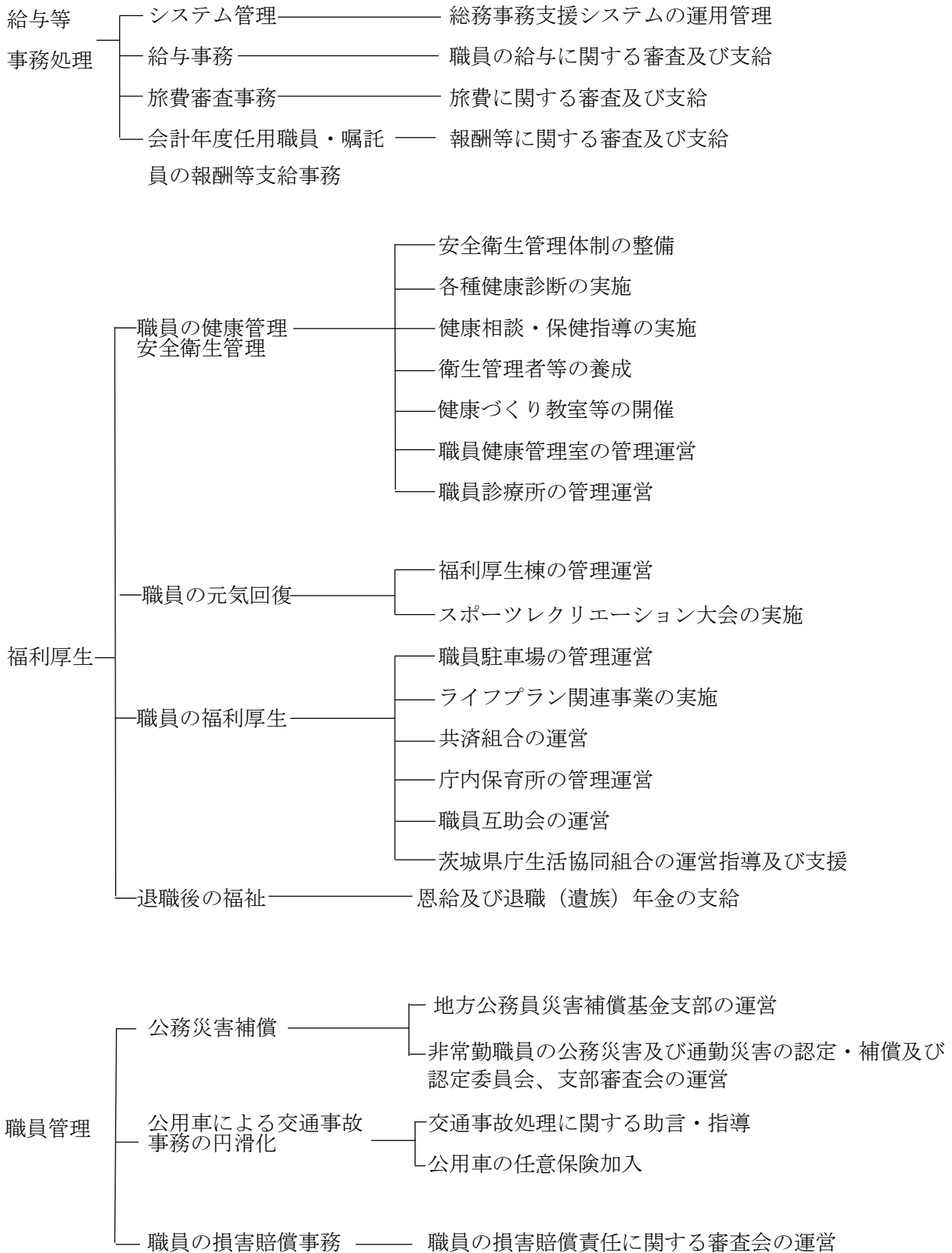
◎ 総務事務センターの運営の基本

- 1 簡素で効率的な行政運営体制づくりの一層の推進を図るため、職員の給与・旅費、福利厚生など全庁共通の内部管理事務を集約し、一元的に審査事務を行う。
- 2 職員が心身ともに健康であり、安心して職務に専念できるよう職員の健康管理、福利厚生に関する事業を行い、もって県行政事務の円滑な推進を図ることのできる職場環境づくりを行う。

◎ センターの組織と分掌事務



◎ センターの事業体系



◎ 主要事務事業の概要

事業名	事業の概要	現計予算額
1. 給与等事務処理	職員の給与や旅費など全庁共通の内部管理事務を集約し、一元的に処理する。	千円
(1) システム管理	総務事務支援システムの運用管理 (ア) 職員の給与、旅費、福利厚生、会計年度任用職員及び嘱託員の報酬等の支給事務等を一元的に処理する総務事務支援システムの運用管理を行う。 対象機関 知事部局、行政委員会、議会事務局、企業局、病院局（本庁）、教育庁（本庁） (イ) 職員の給与に関する条例の改正等に伴うシステム改修を行う。	339,291
(2) 給与事務	職員の給与に関する条例その他関係規則等の規定に基づき、例月給与等の手当に対する審査・認定を行い、給与を適正に支給する。 ・対象機関 知事部局（企業会計を除く。）、行政委員会、議会事務局、教育庁 990 所属 ・対象人数 30,041 人（令和 7 年 3 月現在）	—
(3) 旅費審査事務	職員の旅費及び費用弁償に関する条例その他関係規則等の規定に基づき支払う旅費について審査・確認し、支給する。 また、全所属を対象として、システムで計算できない旅行について手計算を行う。 ・審査対象機関 知事部局、行政委員会、議会事務局、教育庁（本庁及び教育事務所）、警察本部（警察署を除く。）、病院局（本庁）、企業局 ・審査件数 約 9 万 4 千件（令和 6 年度）	39,186
(4) 会計年度任用職員・嘱託員の報酬等支給事務	職員の給与に関する条例その他関係規則等の規定に基づき、会計年度任用職員及び嘱託員の報酬等を支給する。 ・対象機関 知事部局（県外機関を除く。）、行政委員会、議会事務局、企業局、病院局（本庁）、教育庁（本庁） ・対象人数 2,159 人（令和 7 年 3 月現在） ※企業局、病院局（本庁）、下水道企業会計については、審査のみ	

事業名	事業の概要	現計予算額
2. 福利厚生		千円
(1) 職員の健康管理 安全衛生管理	ア 職員の安全、健康の確保及び快適な職場環境の形成を図るため、安全衛生管理を行う。 ・総括安全衛生管理者、産業医、安全管理者及び衛生管理者等の選任及び職場巡視 ・安全衛生委員会（調査審議機関）の審議運営 県委員会、本庁衛生委員会、出先委員会（22 事業所） イ 定期健康診断等を実施し、疾病の早期発見と適切な健康管理の指導を行う。 ・定期健康診断または人間ドック（年 1 回） ・健診の結果、有所見者となった職員を対象に保健指導等の事後指導を実施 ・茨城県職員健康維持増進事業の実施（県内 23 庁舎対象） ウ メンタルヘルス対策 ・ストレスチェックの実施 ・意識啓発の推進（さわやか通信等） ・精神科医、精神保健相談員、保健師等による相談 （相談方法：面接（WEB による面接を含む）、電子メール、電話） ・委託医療機関等における相談体制の確保 ・所属長等を対象とする研修会の開催（年 1 回） エ 心身の不調を訴える職員の相談及び健康指導を行うため、職員健康カウンセラー及び職員健康管理室を設置。 オ 県職員等の健康管理及び疾病等の早期治療を図るため、職員診療所を設置。	242, 495
(2) 職員の元気回復	職員の勤務意欲の向上と公務能率の確保を図るため元気回復事業を実施する。 ア 福利厚生棟の管理運営 イ スポーツレクリエーション大会の実施	11, 214
(3) 職員の福利厚生	ア 職員駐車場の管理運営 イ 庁内保育所の管理運営 県職員の働き方改革を推進するため、庁内保育所を設置・管理運営する。[令和元年 12 月開所] 定員 30 人程度 常時保育 5 人（令和 7 年 4 月 1 日現在） ウ ライフプラン関連事業の実施 (ア) ライフプランセミナーの開催（年 1 回） 57 歳以上の職員 (イ) ライフプラン講習会の開催（年 4 回） 58 歳未満の職員 (ウ) 地域社会活動体験研修会の開催	30, 369

事業名	事業の概要	現計予算額
	エ 地方職員共済組合支部の運営 (ア) 短期、長期給付及び保健、貸付事業 (イ) 支部運営審議会の運営（委員 10 名） オ 職員互助会の運営 (ア) 短期給付事業、福祉事業及び公益目的事業 (イ) 評議員会、理事会の運営（評議員 8 名、理事 10 名） カ 県庁生活協同組合の運営指導及び支援 県庁生協の諸事業は、県が実施する福利厚生的一端を担っているため、運営指導、支援を行う。	千円 〔共済組合 県負担金 7,216,643〕
(4) 退職後の福祉	恩給・年金の裁定、改定、支給 「恩給法」又は「退職年金及び退職一時金に関する条例」により退職者に恩給、年金を支給する。 恩給、年金受給者数 4 人（令和 7 年 4 月 1 日現在）	3,017
3. 職員管理 (1) ライフプラン相談	職員が個々に抱えている職場内外の公私にわたる諸問題や生涯生活設計に関する問題等に対して、きめ細かな助言、情報の提供を行う。 相談件数：321 件（令和 6 年度）	8
(2) 公務災害補償	ア 地方公務員災害補償基金支部の運営 地方公務員災害補償法に基づき支部の運営を行う。 常勤職員の公務災害及び通勤災害について任命権者に代わってその補償を行う。 認定件数：411 件（令和 6 年度） （公務災害 379 件、通勤災害 32 件） イ 非常勤職員の公務災害補償 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき、非常勤の職員の公務災害及び通勤災害について補償を行う。 認定件数：8 件（令和 6 年度） （公務災害 7 件、通勤災害 1 件）	35,770
(3) 公用車による交通事故事務の円滑化	ア 公用車による交通事故処理等に関し、円滑な事故処理手続を図るため、助言・指導を行う。 イ 公用車について、一括して任意保険に加入する。	32,148
(4) 職員の損害賠償事務	交通事故その他の損害賠償事案について、職員の損害賠償責任に関する審査会を開催する。 審査件数：23 件（令和 6 年度）	

市町村課

◎ 市町村課の運営の基本

本格的な地方分権時代において、自治体は、自らの判断と責任のもと、地域特性に応じた個性豊かな活力あるまちづくりを進めていく必要がある。

一方、人口減少やデジタル化の進展など、時代は大きな転換点を迎えており、ますます高度化・多様化する行政需要に的確に応えていくため、市町村には、行政手続のデジタル化等による行政改革の推進や、財政運営の健全化・効率化による行財政基盤の強化が強く求められている。

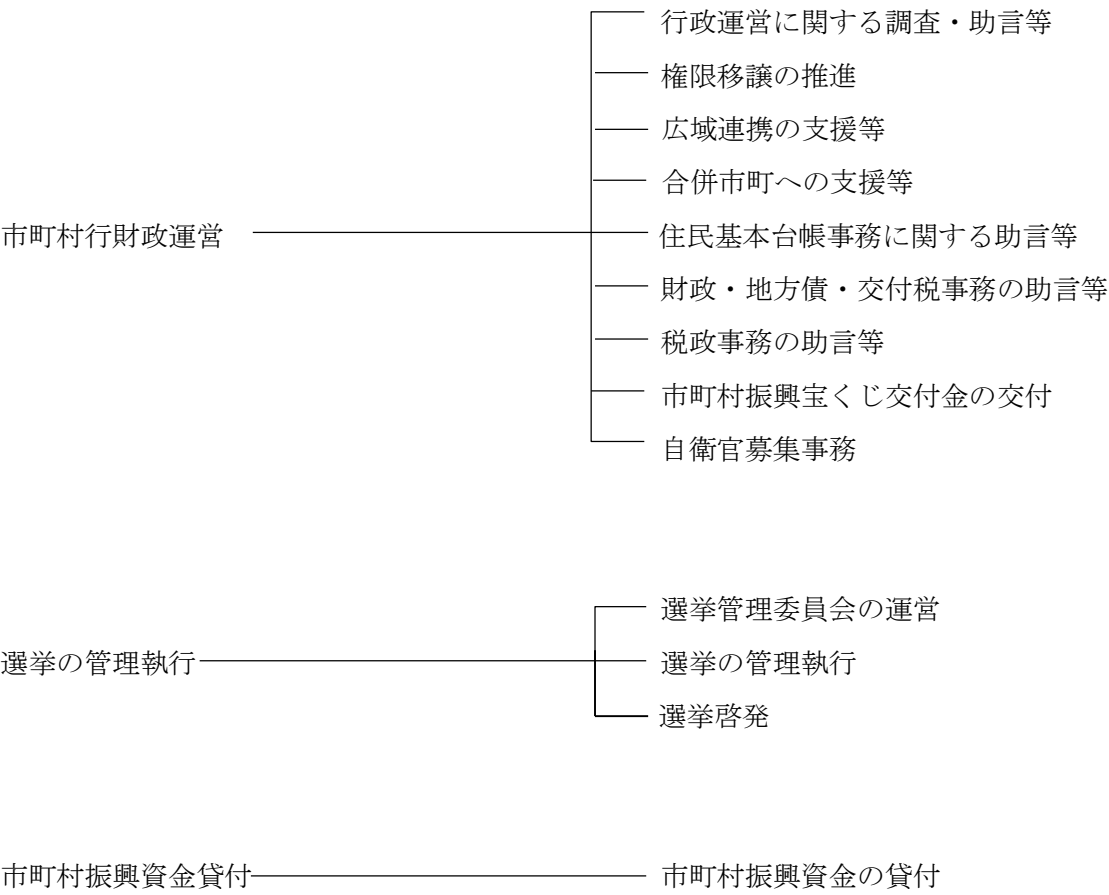
このため、行財政運営に関する市町村への助言等は、各市町村の実情を考慮しつつ、次の事項に重点を置いて行うものとする。

- (1) 中長期的展望に立った計画的な行財政運営の確保
- (2) 行政運営の簡素化・効率化及び適正化
- (3) 権限移譲の推進
- (4) 広域連携の支援等
- (5) 合併市町への支援等
- (6) 税財政運営の健全化
- (7) 地方公営企業の経営基盤の強化と健全化
- (8) 選挙の適正な管理執行及び選挙に関する啓発

◎ 課の組織と分掌事務

市町村課長	— 課長補佐(総括) — 庶務 —	課の予算の編成、執行に関すること。 課の庶務事務に関すること。 自衛官の募集に関すること。 地方自治功労の表彰に関すること。 市町村への職員派遣及び市町村実務研修生に関すること。
	— 課長補佐 — 選挙 —	国及び県の選挙並びに国民投票の管理執行に関すること。 政治資金規正法及び政党助成法に基づく事務に関すること。 選挙常時啓発事業に関すること。 市町村選挙管理委員会に対する助言等に関すること。
	— 課長補佐 — 行政 —	市町村行政運営に関する調査・助言等に関すること。 市町村への権限移譲の推進に関すること。 市町村の広域連携の支援等に関すること。 合併市町への支援等に関すること。 市町村職員の研修及び市町村議会運営の助言等に関すること。 市町村の廃置分合、境界変更及び名称変更に関すること。 住民基本台帳法の施行に関すること。
	— 課長補佐 — 財政 —	市町村財政運営の助言及び財政担当職員の研修等に関すること。 市町村財政諸調査に関すること。 市町村振興資金に関すること。 市町村土地開発公社等の設立・解散認可及び運営の助言等に関すること。 地方債の同意等に関すること。 地方公営企業経営の助言等に関すること。 地方公営企業等の調査統計に関すること。 市町村振興宝くじ交付金に関すること。 普通交付税の算定に関すること。 特別交付税の算定に関すること。 交付税検査に関すること。 市町村公共施設状況調査に関すること。
	— 課長補佐 — 税政 —	市町村税政運営の助言等に関すること。 市町村税政諸調査に関すること。 市町村税務担当職員の研修に関すること。 市町村への地方譲与税の譲与に関すること。 固定資産評価審議会に関すること。 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 市町村のふるさと納税の支援等に関すること。

◎ 課の事業体系



◎ 主要事務事業の概要

事業名	事業の概要	現計予算額
1. 市町村行政運営に関する調査・助言等	市町村行政の適正な運営のため助言等を行う。 ア 人事、給与、定員管理等の各種実態調査の実施、研修会の開催、行政改革推進の支援等 イ 住民基本台帳事務に係る研修会の実施等	千円 319
2. 権限移譲の推進	市町村が地域における総合行政を担うことができるよう、「市町村への権限移譲方針」を踏まえ、市町村との十分な協議・調整を行い、更なる権限移譲を計画的に推進する。	
3. 広域連携の支援等	多様化、高度化、広域化する行政課題に効果的・効率的に対応するため、市町村の自主的な広域連携の取組や、一部事務組合の再編等を支援する。	854
4. 合併市町への支援等	合併後のまちづくりの一層の推進を図るため、市町村建設計画に位置づけられた事業に対する財政支援等を行う。 ・ 新市町村づくり支援事業（10億円限度）	390,033
5. 住民基本台帳事務に関する助言等	市町村における住民基本台帳事務の適正な処理のための助言等を行う。また、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した住民サービスの拡大等に努める。	33,551
6. 市町村財政への助言等		3,457
(1) 市町村財政運営に関する調査・助言等	市町村財政の適正な運営のための助言等を行う。 ア 財政関係諸調査の実施、情報提供のための会議・研修会の実施 イ 財務会計事務に係る研修会の実施	
(2) 地方債・公営企業の経営に関する助言等	地方債同意等基準に沿った的確な起債事務処理についての助言を行うとともに、適切な起債の同意等を行う。 また、地方公営企業の経営健全化のための助言等を行う。 ア 起債協議等の実施 イ 地方公営企業に係る決算状況調査の実施	
(3) 市町村交付税算定への助言等	市町村の適正な地方交付税算定のための助言等を行う。 ア 交付税算定数値の検収の実施 イ 市町村の交付税検査の実施	

事業名	事業の概要	現計予算額
7. 市町村振興資金の貸付	市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図るため、市町村が行う県の重要施策に関連する事業及び市町村財政の健全化に資する事業を対象として市町村振興資金の貸付を行う。	千円 600,000
8. 市町村振興宝くじ交付金事業	市町村振興宝くじ及び新市町村振興宝くじの収益金を県が受入れ、公益財団法人茨城県市町村振興協会に交付する。 なお、同協会は当該交付金を基に、市町村等が実施する消防・防災事業等を対象として、施設整備に係る貸付やソフト事業に用いるための交付を行う。	1,149,600
9. 市町村税政への助言等	市町村税務行政の適正な運営のための助言等を行う。 ア 市町村税に関する調査の実施、会議・研修会の開催 イ 徴税力強化のための滞納整理専門研修の実施 ウ 固定資産評価審議会の開催	2,156
10. 自衛官募集事務	自衛官募集広報などの事務を推進し、優れた資質の自衛官の確保に資する。	290
11. 選挙管理委員会の運営	月1回の定例会のほか、緊急案件があった場合等に臨時会を開催する。	13,764
12. 選挙啓発事業	本県の各種選挙の投票率は他の都道府県より相対的に低く、特に若年層の投票率が他の年代と比べて低い状況にある。 このため、中長期的な視点から未来の有権者に対する啓発を重点的に行い、将来の投票率の向上を図る。 また、選挙権年齢の引下げを契機として、高校生や大学生、新社会人を対象として、政治参加意識の向上と選挙の意義や仕組み等の周知を図る。 ア 小中学生を対象とした啓発事業 （ア）小学6年生及び中学3年生向けの選挙ガイドブックの作成・配付 （イ）明るい選挙啓発ポスターコンクールの開催 等 イ 高等学校の生徒等を対象とした啓発事業 （ア）選挙出前授業の実施 （イ）街頭啓発キャンペーンの実施 等	3,118
13. 参議院議員通常選挙の執行	任期満了（令和7年7月28日）に伴う参議院議員通常選挙の執行	1,569,739
14. 知事選挙の執行	任期満了（令和7年9月25日）に伴う知事選挙の執行	1,394,296
15. 県議会議員補欠選挙の執行	欠員が生じている取手市選挙区、牛久市選挙区、つくば市選挙区及び筑西市選挙区の補欠選挙の執行 （知事選挙と同日に執行）	119,763

政策調査室

◎ 政策調査室の運営の基本

知事・副知事に係る政策情報の整理、分析及び調査を行うとともに、各部局の資料の分類整理を行う。

◎ 室の組織と分掌事務

政策調査監——主任政策——主任政策——政策情報の整理・分析等に関すること。
調査員（総括） 調査員

◎ 室の事業体系

政策情報の整理・分析等——政策情報の整理、分析及び調査
——各部局の資料・情報の分類整理
——講演資料の作成

◎ 主要事務事業の概要

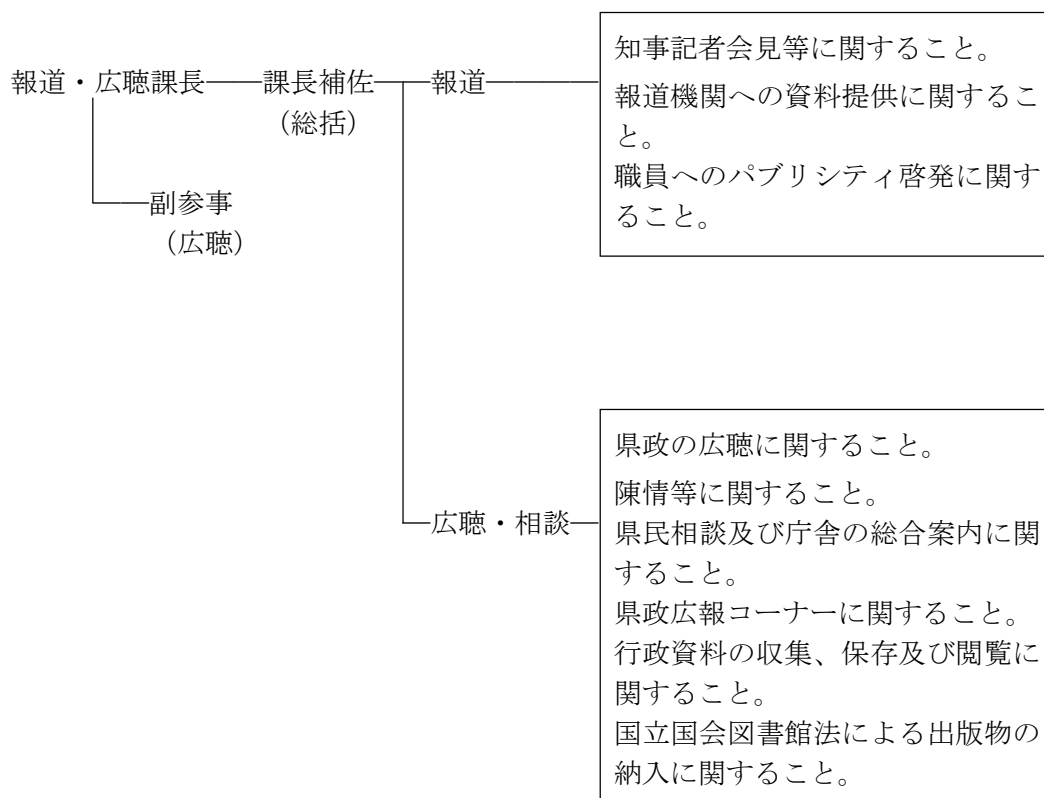
事業名	事業の概要	現計予算額
政策情報の分析・整理等	知事・副知事に係る政策情報の整理、分析及び調査を行うとともに、各部局の資料の分類整理を行う。	千円 688

報道・広聴課

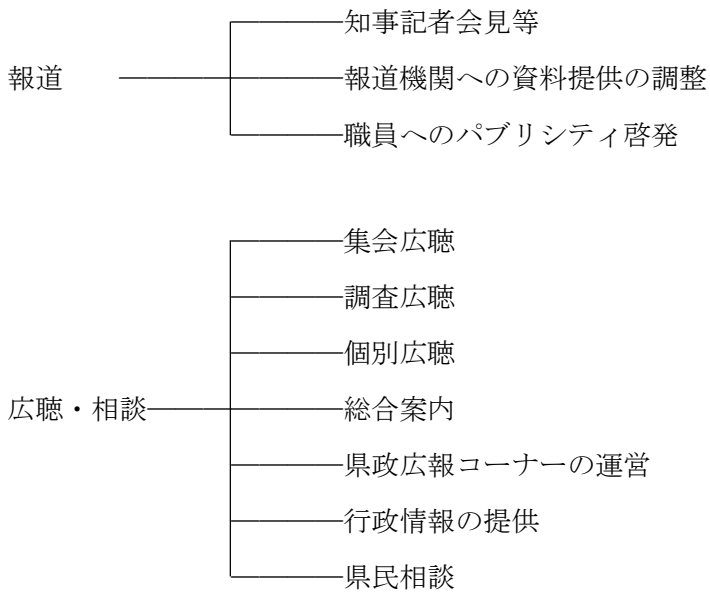
◎ 報道・広聴課の運営の基本

- 1 知事記者会見等の円滑な運営を図り、県民に県政情報を提供する。
- 2 「報道対応マニュアル」に基づき、職員研修等において記者発表や資料提供等の具体的な方法を指導する。
- 3 知事が直接、県民の意見を聴く「知事と県民の対話集会」による集会広聴、「ネットリサーチ」や「いばらきネットモニター」による調査広聴、さらには「住民提案」等の個別広聴を実施し、県民の意見、提案等を施策に反映させるとともに、県民の県政に対する理解を深める。
- 4 県庁来庁者への総合窓口案内や見学者の案内、及び県庁舎2階県政広報コーナーや県政シアターでの映像等による県政概要の紹介、及び県民への各種行政資料や県刊行物等の提供などを行うとともに、県民からの様々な相談等に迅速・的確に対応する。

◎ 課の組織と分掌事務



◎ 課の事業体系



◎ 主要事務事業の概要

事業名	事業の概要	現計予算額 千円
1. 報道		
(1) パブリシティ活動	ア 知事記者会見 定例記者会見(原則毎月2回、インターネットで配信)を実施するほか、茨城県政記者クラブから申し入れがあったとき又は県が必要と認めたときに臨時記者会見を実施して、県民に広く県政情報を提供する。 ＜令和6年度実績＞ ・ 知事定例記者会見：18回実施 ・ 知事臨時記者会見：0回実施 イ 報道機関への資料提供の調整 県政記者クラブに対し、県政情報について資料提供を行う。 ＜令和6年度実績＞ 資料提供 1,392件 ウ 職員へのパブリシティ啓発 当課作成の「報道対応マニュアル」により、随時、記者発表や資料提供の具体的な方法を指導するとともに、自治研修所の課長補佐級研修などにおいて、テレビ・新聞等によるPR(パブリシティ活動)の有効性を説明する。	— — —

事業名	事業の概要	現計予算額																				
2. 県政の広聴・相談 (1) 県政の広聴	<令和6年度実績> ・職員研修（課長補佐級研修）：動画研修により実施 ・パブリシティ研修会（職員向け研修）：9階会議室で実施 テーマ：記者に聞く「取材に来てもらうためには何が必要？」 実施日：令和6年8月20日（火） 当日参加者：44名	千円																				
	ア 集会広聴 知事と県民の対話集会 知事が自ら現場へ出向き、特色ある活動をしている団体等の活動を見て、現場の方たちと意見交換を行い、「新しい茨城づくり」の理念を共有する。	833																				
	<令和6年度実績> <table><tr><td>月日</td><td>9/14（水）</td><td>10/9（水）</td><td>12/10（火）</td><td>2/28（金）</td></tr><tr><td>団体名等</td><td>①Re:Agri（リアグリ）</td><td>②イバフオルニア・プロジェクト</td><td>③（一社）シッティングスポーツ協会</td><td>④八郷留学</td></tr><tr><td>会場</td><td>Nico Kitchen（日立市）</td><td>イバフオルニア・ベース（ひたちなか市）</td><td>茨城県立医療大学（阿見町）</td><td>古民家 BONCHI（石岡市）</td></tr><tr><td>分野</td><td>農業</td><td>地域振興</td><td>福祉</td><td>教育・地域振興</td></tr></table>	月日	9/14（水）	10/9（水）	12/10（火）	2/28（金）	団体名等	①Re:Agri（リアグリ）	②イバフオルニア・プロジェクト	③（一社）シッティングスポーツ協会	④八郷留学	会場	Nico Kitchen（日立市）	イバフオルニア・ベース（ひたちなか市）	茨城県立医療大学（阿見町）	古民家 BONCHI（石岡市）	分野	農業	地域振興	福祉	教育・地域振興	
	月日	9/14（水）	10/9（水）	12/10（火）	2/28（金）																	
	団体名等	①Re:Agri（リアグリ）	②イバフオルニア・プロジェクト	③（一社）シッティングスポーツ協会	④八郷留学																	
会場	Nico Kitchen（日立市）	イバフオルニア・ベース（ひたちなか市）	茨城県立医療大学（阿見町）	古民家 BONCHI（石岡市）																		
分野	農業	地域振興	福祉	教育・地域振興																		
イ 調査広聴 (ア) ネットリサーチ 県民の県政に対する意見、意識等を迅速に把握するため、柔軟な運用が可能なインターネット調査を実施し、今後の県の施策展開に反映させる。 <令和6年度実績> <table><tr><td>調査手法</td><td>インターネット調査（調査会社への委託により実施）</td></tr><tr><td>調査対象</td><td>調査会社が保有するアンケートモニターで、茨城県常住人口調査の結果により性別、年代、地域別に割付された県内在住の満18歳以上の男女個人</td></tr><tr><td>サンプル数</td><td>1,000人</td></tr><tr><td>調査回数</td><td>年10回 (1回あたり15問程度)</td></tr><tr><td>調査項目</td><td>施策の新設、改善のために県民の意見等を把握することが必要な事項（各部局庁からの希望を把握して決定）</td></tr></table>	調査手法	インターネット調査（調査会社への委託により実施）	調査対象	調査会社が保有するアンケートモニターで、茨城県常住人口調査の結果により性別、年代、地域別に割付された県内在住の満18歳以上の男女個人	サンプル数	1,000人	調査回数	年10回 (1回あたり15問程度)	調査項目	施策の新設、改善のために県民の意見等を把握することが必要な事項（各部局庁からの希望を把握して決定）	4,097											
調査手法	インターネット調査（調査会社への委託により実施）																					
調査対象	調査会社が保有するアンケートモニターで、茨城県常住人口調査の結果により性別、年代、地域別に割付された県内在住の満18歳以上の男女個人																					
サンプル数	1,000人																					
調査回数	年10回 (1回あたり15問程度)																					
調査項目	施策の新設、改善のために県民の意見等を把握することが必要な事項（各部局庁からの希望を把握して決定）																					

事業名	事業の概要	現計予算額								
	(イ) いばらきネットモニター いばらき電子申請・届出サービスを利用し、アンケート調査を実施。県行政施策の推進の参考とする。 ・内容 任期：無期、定員：制限なし ＜令和6年度実績＞<table><tr><td>調査手法</td><td>インターネット調査（電子申請・届出サービスを利用し、県独自で実施）</td></tr><tr><td>調査対象</td><td>県が保有する「いばらきネットモニター」 モニター数：1,667名 (令和7年3月31日現在)</td></tr><tr><td>調査回数 回答率</td><td>アンケート：10回実施 平均回答率：72.6%</td></tr><tr><td>調査項目</td><td>施策の新設、改善のために県民の意見等を把握することが必要な事項（各部局庁からの希望を把握して決定）</td></tr></table> ウ 個別広聴 (ア) 住民提案 県民の県政に対する意見・提案を求めるため、提案用ハガキ（「私の提案」）や、インターネットを利用した提案受付を行うなど、県民参加の県政推進を図る。 ・ハガキ設置箇所：県出先機関、市町村、県内金融機関、郵便局(38カ所)、道の駅、公立図書館、総合病院等（合計443カ所）。 ＜令和6年度実績＞ 1,728通 3,032項目 (イ) 陳情・要望 県政に係る陳情・要望などについて、円滑な受付及び処理を行う。 ＜令和6年度実績＞ 43件 134項目 (ウ) 広聴情報共有化システムの運営 県民から寄せられた意見等をデータベース化し、全庁的な情報共有を図るとともに、ホームページで公開することにより県民の県政に対する関心の向上を図る。 ・登録意見:住民提案、陳情要望 など	調査手法	インターネット調査（電子申請・届出サービスを利用し、県独自で実施）	調査対象	県が保有する「いばらきネットモニター」 モニター数：1,667名 (令和7年3月31日現在)	調査回数 回答率	アンケート：10回実施 平均回答率：72.6%	調査項目	施策の新設、改善のために県民の意見等を把握することが必要な事項（各部局庁からの希望を把握して決定）	千円 576 1,301
調査手法	インターネット調査（電子申請・届出サービスを利用し、県独自で実施）									
調査対象	県が保有する「いばらきネットモニター」 モニター数：1,667名 (令和7年3月31日現在)									
調査回数 回答率	アンケート：10回実施 平均回答率：72.6%									
調査項目	施策の新設、改善のために県民の意見等を把握することが必要な事項（各部局庁からの希望を把握して決定）									

[illegible]

